

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画

素案

令和元年 10月

東広島市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 本市の状況、国・県の動向	2
3 計画の位置付け	11
4 計画の期間	13
5 策定の方法	13

第2章 第1期計画の評価

1 基本目標ごとの評価	14
(1) 子どもと子育て家庭への支援	14
(2) 地域の子育て支援力の強化	17
(3) 仕事と子育ての両立支援	19
(4) 子どもの教育環境の整備	21
2 子育て環境の総合的な評価	23
3 第2期計画に向けた課題	24

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	26
2 計画の基本目標	28
3 計画の体系	31

第4章 基本施策と取組

基本目標1 安心して子どもを産み育てられる支援の充実	32
基本目標2 社会的な支援が必要な子どもへの支援の充実	36
基本目標3 仕事と子育てを両立するための支援の充実	43
基本目標4 地域の子育て支援力の強化	46
基本目標5 次代を担う子どもを育てる教育・保育の推進	50

第5章 計画の推進方策

1 子ども・子育て支援法に基づく「量の見込み」と確保方策	53
2 幼児教育・保育の一体的提供等の推進	75
3 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組	76

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制	78
2 地域が一体となった取組の推進	78

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

急速な少子高齢化の進行は、労働力の減少のみならず、将来の経済規模の縮小や生活水準の低下を招くことが危惧されています。また、核家族化や地域のつながりの希薄化、女性の就業率の上昇、結婚や子どもを生み育てることに対する若者の意識の変化など、子どもと子育てを取り巻く環境も変化してきています。

国においては、次代を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、平成15年に次世代育成支援対策推進法が制定されました。

さらに、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が制定され、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、質の高い幼児期の教育・保育へのニーズの高まりや、待機児童の増加等に対応するための取組が進められてきました。

また、平成28年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が策定され、子育て支援や社会保障の基盤強化により経済を強くすることが掲げられ、「希望出生率1.8」に向けた取組が推進されてきました。

本市においては、平成27年3月に策定した「東広島市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）に基づき、子どもの成長、子育てを支援する取組を推進してきました。

しかし、総人口が増加する一方で出生数は減少しており、待機児童の問題や、子育てに不安や負担を感じている家庭の状況もニーズ調査結果に表れています。

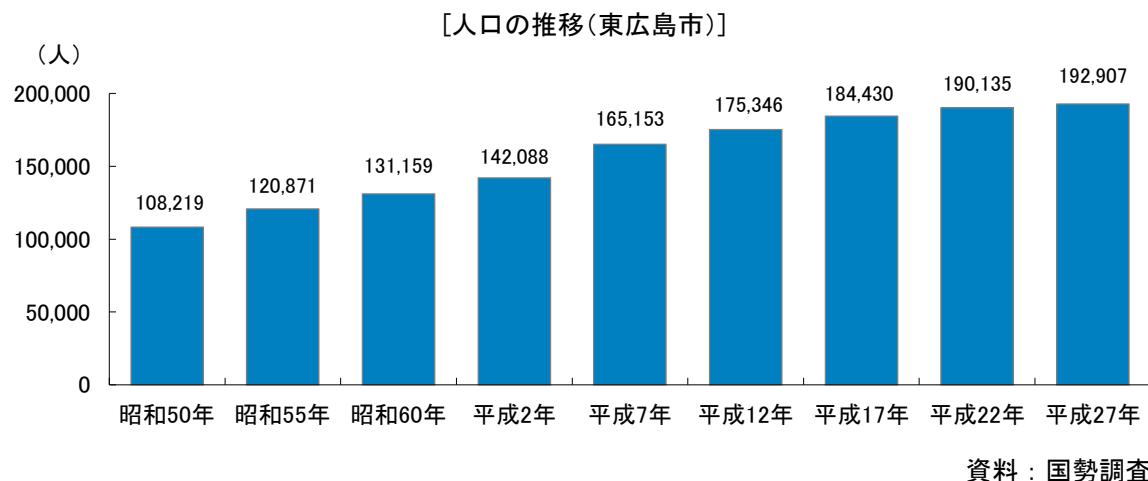
このような状況を踏まえ、子どもの成長、子育てを支援する取組の更なる充実を図り、総合的に推進するため「第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 本市の状況、国・県の動向

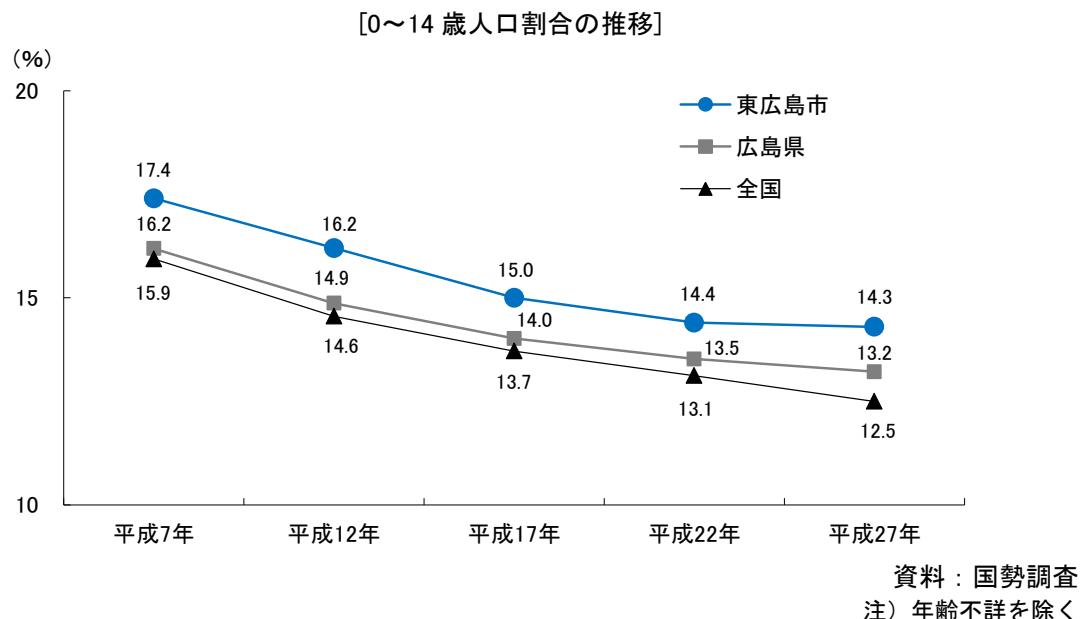
(1) 本市の状況

ア 人口の推移

本市は、学術・研究機能の集積、産業団地、産業支援機関等の産業基盤の整備等により、都市として成長し、人口は増加傾向にあります。



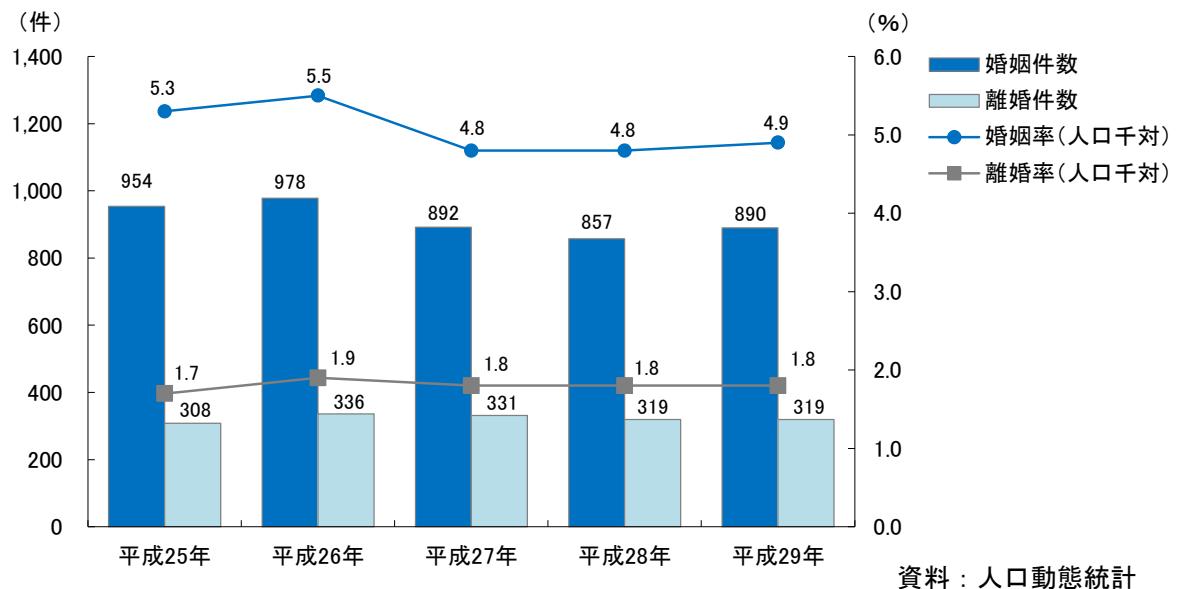
本市の0～14歳人口の割合は、全国、広島県よりも高い値で推移していますが、減少傾向にあり、全国的な動向と同じく、本市においても少子化が進行しています。



イ 婚姻・出生等の推移

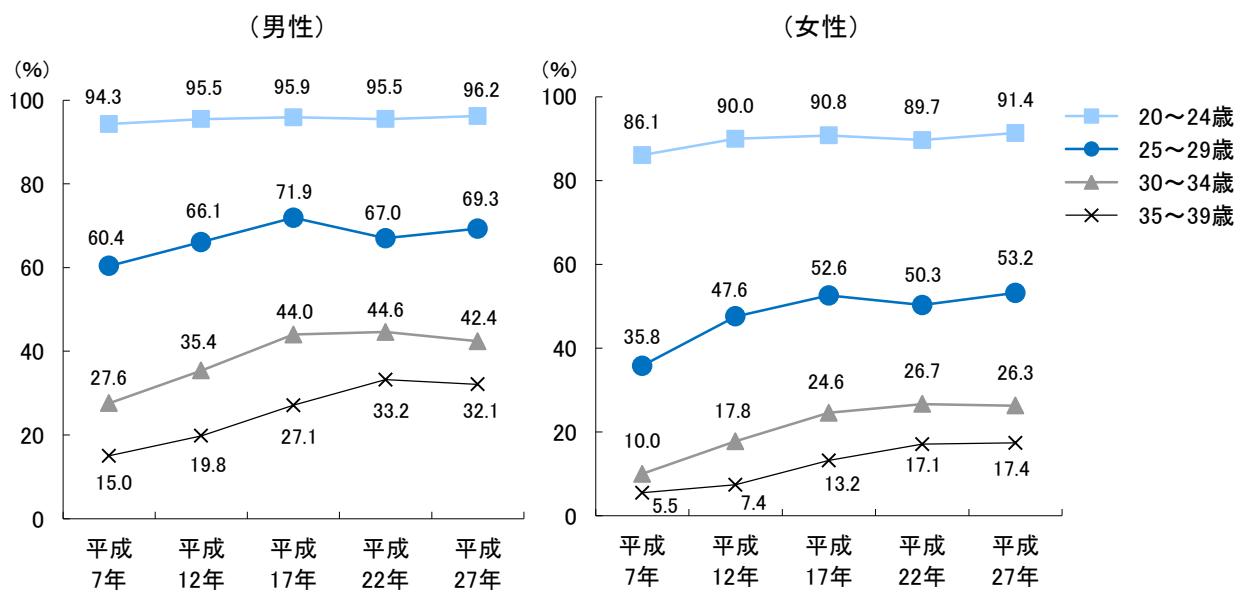
本市の婚姻件数は、平成27年に前年より大きく減少し、その後800件台で推移し、婚姻率も平成27年に落ち込み、その後横ばいとなっています。また、離婚件数は300件台で推移しています。

[婚姻・離婚件数・率の推移(東広島市)]



国勢調査による本市の婚姻の状況をみると、未婚率は上昇傾向にありました。平成22年以降その伸びは鈍化しています。

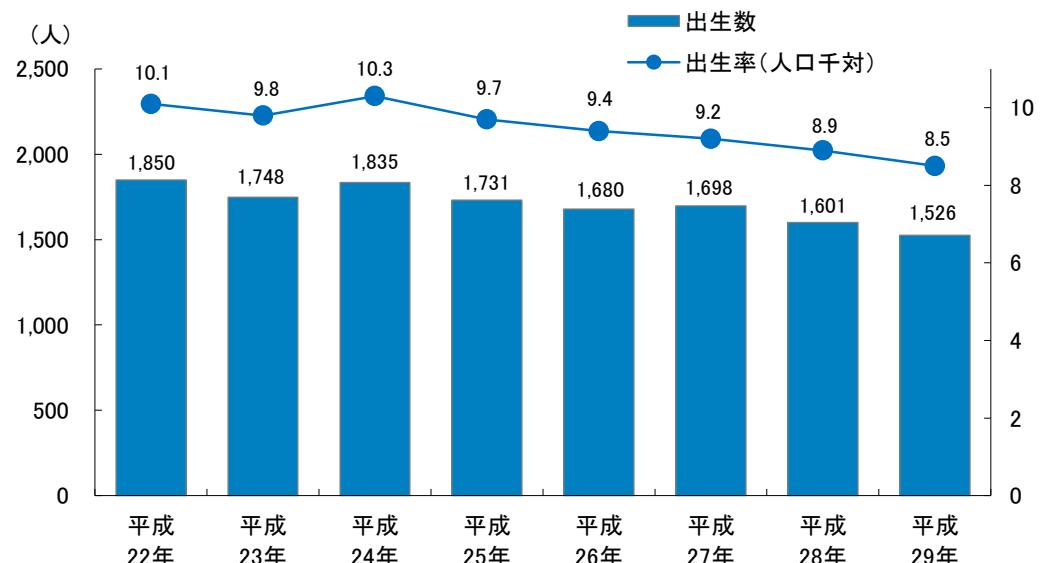
[未婚率の推移(東広島市)]



資料：国勢調査

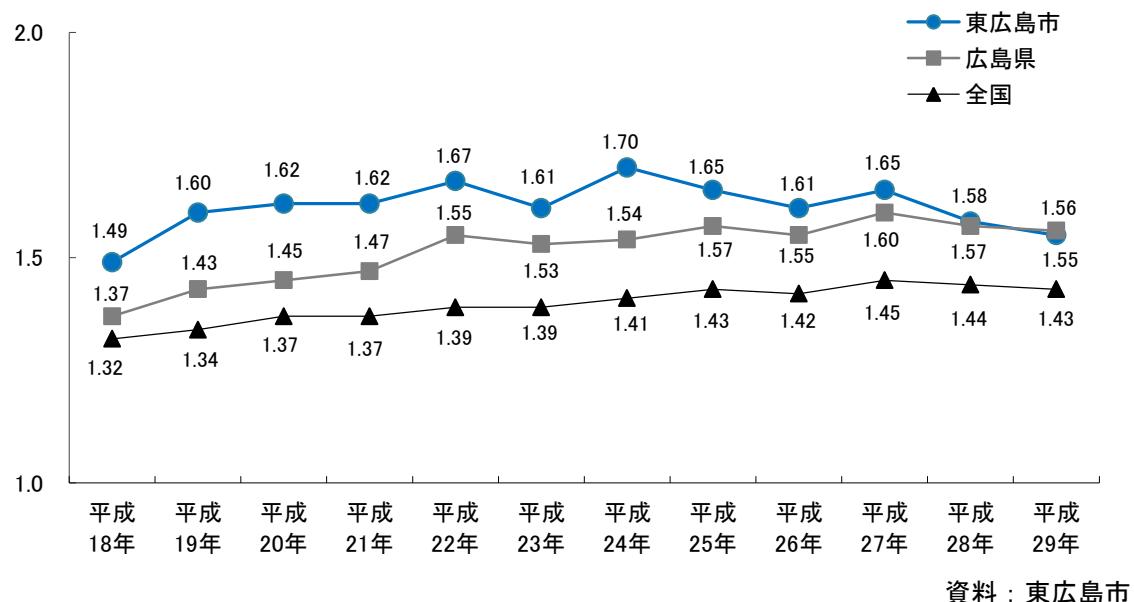
本市の出生数は、平成24年、平成27年を除き、ゆるやかに減少しています。
合計特殊出生率は、全国、広島県よりも高く推移していますが、近年、減少傾向にあります。

[出生数・出生率の推移(東広島市)]



資料：人口動態統計

[合計特殊出生率の推移]



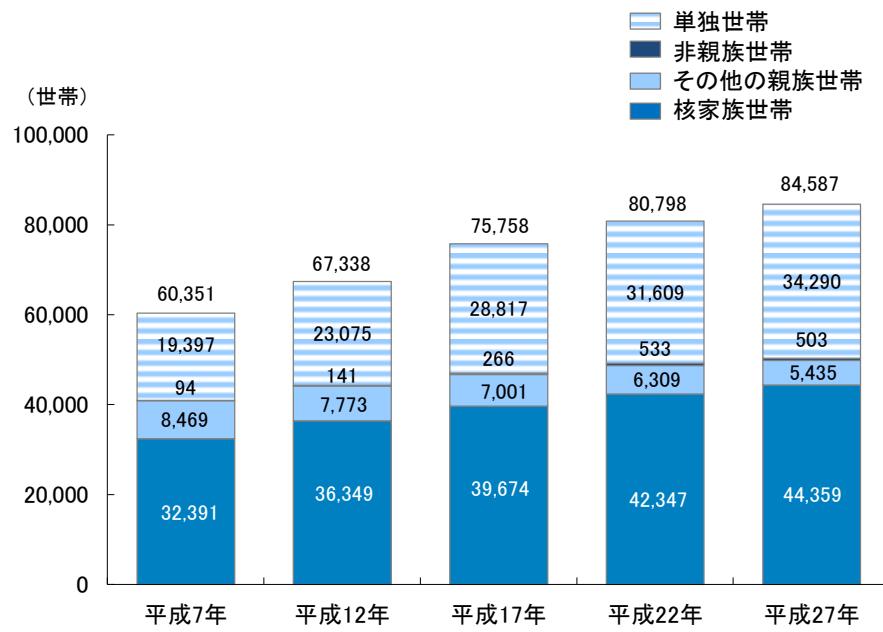
資料：東広島市

ウ 核家族世帯の推移

国勢調査の結果によると、本市の一般世帯数は増加傾向にあり、家族類型別にみると、核家族世帯、単独世帯が大きく増加しています。

また、親族世帯のうち、核家族世帯の占める割合が上昇傾向にあります。

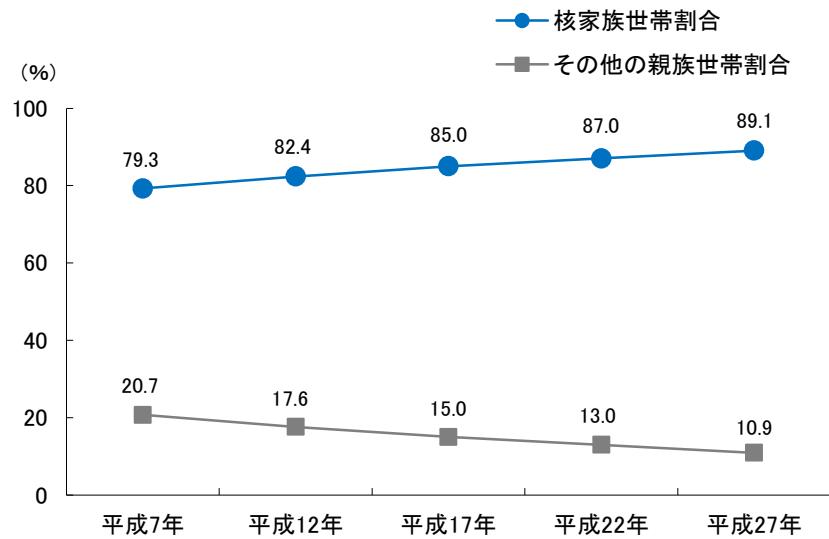
[家族類型別一般世帯数の推移(東広島市)]



資料：国勢調査

注）総世帯数には、家族類型不詳を含む。

[親族世帯に占める核家族世帯・その他の親族世帯の割合(東広島市)]



資料：国勢調査

(2) 国の動向

ア 待機児童解消加速化プラン

都市部を中心に深刻な問題となっている待機児童解消のための取組をさらに加速化させるため、平成 25 年に「待機児童解消加速化プラン」が策定され、待機児童解消に取り組む地方自治体に対してその取組を全面的支援することが示され、保育ニーズのピークを迎える平成 29 年度末までに 50 万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指すこととされました。

イ 少子化危機突破のための緊急対策

平成 25 年に「『少子化危機突破』のための提案」が取りまとめられ、「子育て支援」、「働き方改革」、「結婚・妊娠・出産支援」を「少子化危機突破のための緊急対策」の柱として打ち出し、これらを「3本の矢」として、結婚・妊娠・育児の切れ目のない支援の総合的な政策の充実・強化を目指すこととされました。

ウ 放課後子ども総合プラン

平成 26 年に「放課後子ども総合プラン」が策定され、平成 31 年度末までに、放課後児童クラブについて、約 30 万人分を新たに整備するとともに、全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的又は連携して実施することを目指すこととされました。

エ 地方創生

「『東京一極集中』の是正」、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」、「地域の特性に即した地域課題の解決」の3つの視点を基本とし、平成 26 年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、日本の人口・経済の長期展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」、今後 5 年間の目標や基本的方向、具体的施策を取りまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。

オ 新たな少子化社会対策大綱

平成 27 年に新たな「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、「子育て支援策の一層の充実」、「若い年齢での結婚・出産の希望の実現」、「多子世帯への一層の配慮」、「男女の働き方改革」、「地域の実情に即した取組強化」の5つの重点課題が設けられました。

カ ニッポン一億総活躍プラン

平成 28 年に「ニッポン一億総活躍プラン」が策定され、経済成長の隘路である少子高齢化に正面から立ち向かうこととし、「希望出生率 1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・特遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策が掲げられました。

キ 働き方改革実行計画

平成 29 年に「働き方改革実行計画」が策定され、時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現などによる非正規雇用の待遇改善等を目指すこととされました。

ク 子育て安心プラン

平成 29 年に「子育て安心プラン」が公表され、令和 4 年度末までに女性就業率 80% にも対応できる 32 万人分の保育の受け皿を整備することとされました。また、「新しい経済政策パッケージ」では、32 万人分の保育の受け皿の整備を令和 2 年度末までに前倒しすることとされました。

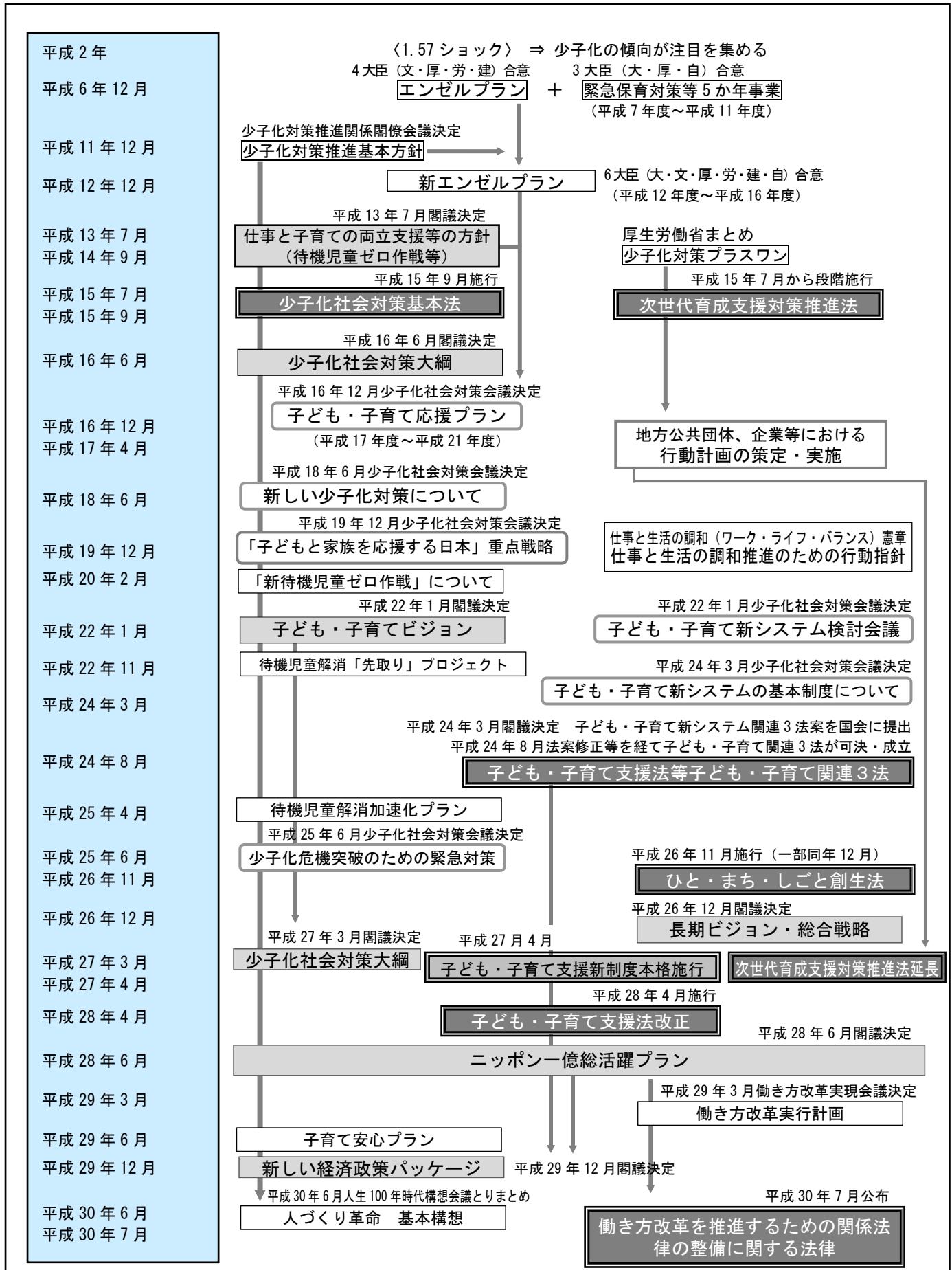
ケ 人づくり革命

平成 30 年に「人づくり革命 基本構想」が策定され、内容が「経済財政運営と改革の基本方針 2018」に盛り込まれました。幼児教育の無償化について、令和元年からの全面的な実施を目指すことや、その対象者・対象サービスの詳細等が示されました。

コ 新・放課後子ども総合プラン

平成 30 年に「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、放課後児童クラブについて、令和 3 年度までに約 25 万人分を整備し、令和 5 年度末までに約 30 万人分の受け皿を整備することとされました。

[国の少子化対策の経緯]



(3) 県の動向

広島県においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年3月に前期計画として「未来に輝くこども夢プラン」が、また、平成22年3月に後期計画として「みんなで育てる子ども夢プラン」が策定され、次世代育成支援のための施策が総合的かつ効果的に推進されてきました。

また、平成27年3月に子ども・子育て支援法に基づき、少子化対策としての結婚・妊娠・出産支援や仕事と子育ての両立支援、乳幼児期の保育・教育などの施策を切れ目なく総合的に推進するため、「ひろしまファミリー夢プラン（平成27年度～平成31年度）」が策定され、平成30年3月に一部見直されました。

『県の新たな取組』

◇「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プロジェクト

幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育や家庭における教育・保育の内容づくりや、幼保小の接続に係る研修会、家庭での具体的な取組など、子育てに役立つ情報の提供や子供への接し方等についての教材の開発及び学習機会の提供等を通じ、全県的な乳幼児期の教育・保育の充実を図っています。

◇学びのセーフティネット構築

小学校低学年からの学習のつまづきの実態把握や学力に課題のある児童生徒への学力向上対策を強化するとともに、市町等にスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒の家庭状況等に応じて、福祉部門との連携を強化しています。また、大学等進学時の経済的負担軽減のため、市町村民税所得割額非課税世帯の生徒に対し、一定の基準に該当する場合、進学に必要な経費の一部を給付しています。

◇子供の貧困連鎖防止対策(子供の生活習慣づくりを地域で支える体制の構築)

有識者等による検討会「子供の貧困総合支援施策検討委員会（仮称）」を設置し、子供の貧困対策における総合的な支援策をとりまとめています。また、県・市町・経済団体等、多様な主体により構成された会議「子供の未来応援推進会議（仮称）」を設置し、「オール広島県」で子どもの貧困連鎖防止対策を推進する体制を構築しています。

◇ひろしま版ネウボラの構築

妊娠期から子育て期に誰もが必ず訪れる子育て・見守り拠点となる「ひろしま版ネウボラ」を身近な地域に設置し、専門職による個別・継続的な相談対応や、妊娠・出産から子育てまで切れ目ないサービスを全県で提供することを目指しています。

3 計画の位置付け

- 本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

【子ども・子育て支援法第61条第1項】

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

- 本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「東広島市次世代育成支援行動計画」を継承する計画です。

【次世代育成支援対策推進法第8条第1項】

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

- 本計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)第9条に基づく子どもの貧困対策計画として位置付ける計画です。

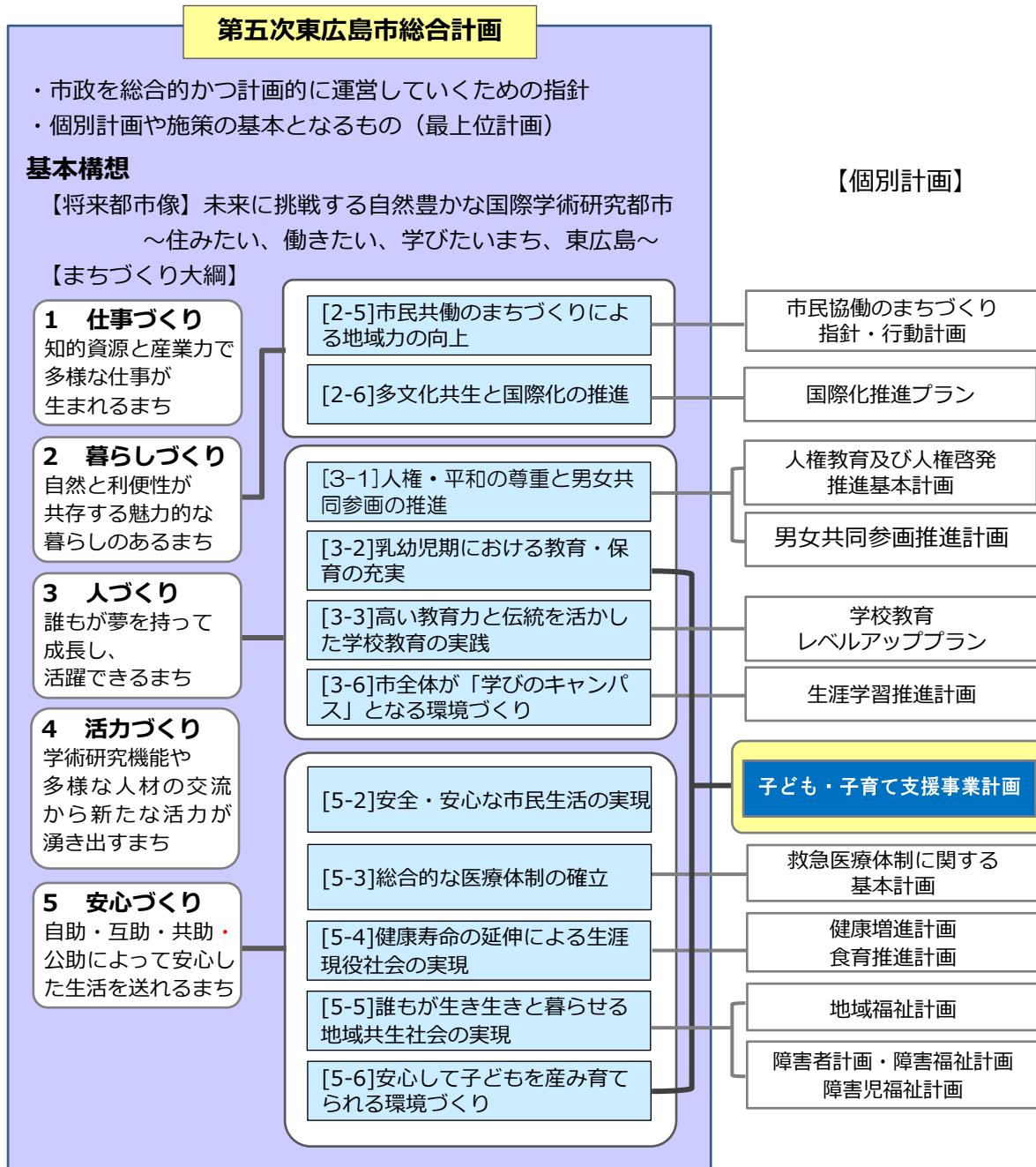
【子どもの貧困対策の推進に関する法律 第9条第2項】

第9条

2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及対応都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 本計画は、地域社会での協働のもと、母子保健、児童福祉、教育やその他子ども・子育て支援における環境整備などにかかわる施策を総合的に推進するものであり、「第五次東広島市総合計画」をはじめ、関連する個別計画と整合性を図ります。

[計画の位置付け・他の個別計画との関係]



4 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間を第2期として推進します。
また、中間年の令和4年度に見直しを行います。

なお、社会・経済情勢、子どもを取り巻く環境、本市の状況等の変化に対応するため、
必要に応じて計画の見直しを行います。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	…
第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画										
		中間 見直し		見直し	第3期					
									見直し	第4期

5 策定の方法

(1) 策定体制

本計画の策定にあたり、幅広い関係者の参画による施策の展開と市民の声が十分に反映されることを目的として、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者などで構成される「東広島市子ども・子育て会議」において、計画に関する意見などの集約を図りながら策定しました。

(2) 調査の実施

計画の策定にあたっては、就学前児童の保護者及び小学生の保護者の子育ての実態やニーズを把握するため、東広島市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（以下、「ニーズ調査」という。）を実施しました。

[調査の実施結果]

	就学前児童	小学生
調査方法	郵送調査	
調査時期	平成30年10月18日～平成30年11月5日	
対象	就学前の児童がいる世帯	小学1～6年生までの児童がいる世帯
対象者数	3,500世帯	3,000世帯
有効回収数(率)	2,064票(59.0%)	1,756票(58.5%)

第2章 第1期計画の評価

1 基本目標ごとの評価

(1) 子どもと子育て家庭への支援

ア 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

【第1期計画の主な取組】

- 「出産・育児サポートセンターすくすく」を開設し、東広島版ネウボラの構築を進めました。
- 母子保健コーディネーターを配置し、支援度の高い妊婦に対してサポートプランを作成し、出産に向けた環境整備や関係機関との連携を図ることにより、支援者と安心した関係を築き、産後の育児支援がスムーズに行えました。
- 産後ケア事業について日帰り型に宿泊型を加えて実施し、出産後間もない時期に24時間体制での支援を行い、母体の安静と育児手技の習得につながり育児不安の軽減を図りました。

[妊娠・出産・育児期の支援の実施状況]

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
出産・育児サポートセンターすくすく設置箇所数	箇所	—	1	1	6
母子保健コーディネーターによるサポートプラン作成件数	件	30	97	291	1,612
妊娠・出産包括支援事業延利用者数	人	—	—	2,779	3,450

資料：東広島市こども家庭課

【ニーズ調査結果】

- 「出産・育児サポートセンターすくすく」の認知度は低くなっていますが、利用している家庭では相談や情報入手についての評価が高くなっています。
- 子育ての悩みや気になることとして、「子どもの健康や発育・発達に関するこことは就学前児童、小学生ともに上位となっています。

【団体等アンケート・ヒアリング】

- 東広島市は市外から転入してきた母親が多く、出産後に支援をしてくれる人がいない人がいます。
- 子どもとの過ごし方がわからず、不安を抱えている母親がいます。
- 育児や幼児期の教育等、様々なことを学ぶ意欲がある母親がいます。
- 支援が必要であっても、子育て支援センターや子育てひろば、相談事業を利用できない母親がいます。

イ ひとり親家庭の自立支援の充実

【第1期計画の主な取組】

- 就職や転職を希望する児童扶養手当を受給しているひとり親に対し、母子・父子自立支援プログラム策定員により個別の支援プログラムを作成することにより丁寧な支援を行い、申込者の半数以上が就職・転職することができました。

[ひとり親家庭への支援の状況]

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
自立支援プログラム策定件数	件	31	32	39

資料：東広島市こども家庭課

【子どもの生活実態調査結果】

- ひとり親家庭の生活困窮層の割合は小学5年生で23.9%、中学2年生で34.1%となっています。

[表 生活困難層の分布]

区分		ふたり親の家庭		ひとり親の家庭		
		東広島市	広島県	東広島市	広島県	
生活困難層	生活困窮層	小学5年生	8.9%	6.8%	23.9%	
		中学2年生	4.2%	6.7%	34.1%	
	周辺層	小学5年生	13.7%	14.8%	33.8%	
		中学2年生	19.2%	16.4%	27.3%	
非生活困難層		小学5年生	77.4%	78.4%	42.3%	
		中学2年生	76.6%	76.8%	38.6%	

- 生活困難層では、中学生で授業が『わかる』(「いつもわかる」+「だいたいわかる」)と回答した割合が低くなっています。
- 生活困難層では、小・中学生共に「学校の授業以外に勉強する時間が1時間より少ない」、「学習塾に通ったり、家庭教師に来てもらったりしていない」と回答した割合が高くなっています。
- 生活困難層では、食料を買えなかった経験、医療機関の受診をさせなかった経験があると回答した割合が高くなっています。

【団体等アンケート・ヒアリング】

- ひとり親家庭では、仕事と子育ての両立、支援してくれる人が身近にいないこと、経済的に厳しい状況、再婚等、多くの困難な状況を抱える人がいます。

ウ 障害のある子どもへの支援の充実

【第1期計画の主な取組】

- 障害福祉サービスの給付を行うとともに、各種手当の給付、障害児の早期発見・早期療育、相談、ライフステージ移行支援、就労支援、社会参加の支援など、障害のある子どもが健やかに成長するための取組の充実を図りました。
- 学校からの要望に応じて専門家による巡回相談を行い、発達障害のある幼児・児童生徒の理解と学習・生活面での指導、支援のあり方について、医療等の専門的見地から指導、助言を受け、学校等における特別支援教育の充実を図りました。

[障害のある子どもへの支援の状況]

区分			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
すべての教室	箇所数	箇所	4	3	3	3
	利用延人数	人	12	9	9	9
発達障害相談件数	件	2,918	3,091	4,411	5,059	
はあとふる相談件数	件	10,935	10,212	12,389	14,286	
支援が必要な児童生徒への個別の指導計画の作成割合	%	92	92	97	99	
障害福祉サービス提供件数	件	24,100	24,400	25,816	27,222	
障害児通所支援実施状況	件	8,501	10,063	11,195	12,639	

資料：東広島市障害福祉課・指導課

【団体等アンケート・ヒアリング】

- 障害のある子どもを預けにくく、子育て中の母親が働きたくても働けないことがあります。
- 保護者自身が孤立しているケースがあります。

エ 子どもと女性の人権擁護

【第1期計画の主な取組】

- 要保護児童対策地域協議会の会議の定期的な開催により、関係機関・団体のネットワークを強化しました。
- 児童虐待防止講座として、ペアレント・トレーニング、BPプログラムを実施しました。

【団体等アンケート・ヒアリング】

- 子育ての負担が大きいことが、虐待のリスクにつながることがあります。

(2) 地域の子育て支援力の強化

ア 地域における子育て支援の充実

【第1期計画の主な取組】

- 地域における子育て支援の中核施設である「基幹型子育て支援センター」において、地域子育て支援センターなどの相談機関相互の連絡調整や子育て情報の一元的な提供、保育士の資質向上を目的とした各種研修事業の実施等に取り組みました。
- ファミリー・サポート・センターの利用会員への利用実態調査を実施し、依頼会員のセンターに対する要望や提供会員の現時点での活動の可否を聞き取り、センターの体制の充実を図りました。

【ニーズ調査結果】

- 子育て支援センターを利用していない理由として、「利用可能時間・日数などが合わない」、「いっしょに利用する仲間がない」、「実施場所や利用方法がわからない」、「事業を知らない」という回答が挙がっています。
- 東広島市が子育てしやすいまちだと思わない家庭では、地域の人々や社会全体の支えを感じている割合が低くなっています。

【団体等アンケート・ヒアリング】

- 小さな子どもと関わることの少なかった世代が親となり、子育てを難しく感じる人が増えてきています。
- 子育てについて話せる相手がない母親がいます。

イ 子育て支援のネットワークづくり

【第1期計画の主な取組】

- 基幹型子育て支援センターにおいて、子育てサークルや子育てに関するボランティアなどの活動に関する情報を一元的に管理し、子育て家庭へ広く情報提供を行うとともに、地域子育て支援センターと連携を図り、子育てサークルの交流会を開催するなど活動の支援を行いました。
- 基幹型子育て支援センターにおいて、子育て支援者会議や地域機能強化型連絡会議を通じ、子育て情報の収集や意見交換、活動報告などを行い、子育て支援ネットワーク形成に向けて取り組みました。

【団体等アンケート・ヒアリング】

- よく知った関係であれば、必要な支援につなぎやすい体制ができるため、身近な地域の中で子育て支援を行う機関や団体や地域住民が気軽に集まる機会があると良いと思います。

ウ 相談・情報提供体制の充実

【第1期計画の主な取組】

- 基幹型子育て支援センターを軸とした地域子育て支援センターの機能強化、相談体制の充実を図るとともに、各地域において育児相談・育児教室などを実施し、子育て家庭の育児不安の解消、悩みや問題への対応を図りました。
- 既存の子育てガイドブックを見直し、「すくのび」へ誘導し活用してもらうためのWeb運動冊子を作成するとともに、子育てガイドブックと一体化した冊子としました。

【ニーズ調査結果】

- 公的な相談窓口を利用しやすいと評価する割合は平成25年度よりも上昇しましたが3割に満たず、利用しにくい理由として「どこに相談したらよいかわからぬい」と回答した割合が高くなっています。
- 子育て支援サービスの認知度について、多くの事業やサービスが知られていない状況があり、特に、情報提供の手段である「子育て情報Webサイト『すくのび』」、「Kids☆めるまが」の認知度が低くなっています。

【団体等アンケート・ヒアリング】

- どこに相談すればよいかわからず、家庭で抱えてしまっている親がいます。
- どのくらいのことであれば相談していいか、わからない親がいます。
- 外国籍の人等の日本語を話すことができない親は、話し合いが難しい状況があります。
- 外国籍の人等の日本語を話すことができない子どもと家庭が生活や学校で困難な状況があります。

エ 子育てしやすい市民協働のまちづくり

【第1期計画の主な取組】

- 「東広島学」や、「ひと・まち発見講座」を通して、学生を中心にボランティア等が地域の活動に関わる機会をつくりました。
- 「学生向け地域体験ツアー」や学生が地域で活動するためのノウハウ等を学ぶ「ひがしひろしま学生×地域塾」を実施する等、地域と学生を結ぶコーディネート機能の充実を図り、地域における多様な交流・連携活動を促進しました。

【団体等アンケート・ヒアリング】

- 母親の行うサークル活動に地域の多世代に関わってもらえると、地域で知っている人も増え、安心できます。
- 地域活動の協力者が減少しています。

(3) 仕事と子育ての両立支援

ア 多様な教育・保育サービスの充実

【第1期計画の主な取組】

- 私立保育所（園）の誘致や既存施設の増築、私立幼稚園に対する認定こども園への移行の働きかけ、地域型保育給付による保育所（園）の開設などにより、保育の定員の拡充を図りました。
- 病児・病後児保育について新たに1か所開設し、拡充を図りました。

[教育・保育の整備状況]

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
認定こども園施設数	箇所	—	8	10	10	10
小規模保育事業施設数	箇所	1	1	1	1	1
2号認定利用定員数	人	3,059	3,178	3,186	3,152	3,472
3号認定利用定員数	人	1,552	1,794	1,799	1,827	1,949

資料：東広島市保育課（各年度4月1日現在）

[待機児童の状況]

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
待機児童数	人	0	0	93	119	36

資料：東広島市保育課（各年度4月1日現在）

【ニーズ調査結果】

- 就労している母親の割合は上昇しており、就労していない母親のうち就労したいと回答した割合も高くなっています。
- 今後の教育・保育の利用希望として、0歳では、低年齢のうちから利用意向がある家庭が多くあります。
- 幼児教育・保育の無償化が実施された場合、すべての子どもが対象となる3~5歳に着目すると、母親の「新たに就労したい」、「パートタイムからフルタイムに変わりたい」という意向が挙がっています。

【団体等アンケート・ヒアリング】

- 保育所（園）や認定こども園に入れないと心配している家庭が多くあります。
- 待機児童が多いことから、希望よりも早く仕事に復帰する母親がいます。

イ 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス

【第1期計画の主な取組】

- ワーク・ライフ・バランス講演会、ワーク・ライフ・バランス講座を実施し、企業でのワーク・ライフ・バランス促進の意識醸成を図りました。
- 市内中小企業等のワーク・ライフ・バランス等の充実度について聞き取り調査を行い、事例紹介リーフレットを作成し、配布しました。

【ニーズ調査結果】

- 育児休業を取得した（取得中である）母親の割合は3割台半ばであり、平成25年度の調査と比較して上昇していますが、父親は5.6%とわずかとなっています。
- 育児休業の取得期間が希望よりも短い期間の割合が高く、希望通り取得ができなかった理由として、「職場の育児休業制度の期間が、希望よりも短いため」、「職場から、早く復帰を求められたため」と回答した割合が高くなっています。

ウ 働く女性の応援

【第1期計画の主な取組】

- わーくわくママサポートコーナーと共に、就職相談会と就職体験プログラムを実施し、再就職を希望する女性の支援を行いました。
- 「働く女性の相談室」を設置し、女性の就業、就職の継続、セクハラ、起業などに関する相談を行いました。

【ニーズ調査結果】

- 就労している母親の割合は上昇しており、就労していない母親のうち就労したいと回答した割合も高くなっています。

エ 若い世代の自立支援

【第1期計画の主な取組】

- 中学生が、働くことの意義や社会人としての生き方を学ぶキャリア・スタート・ウィーク（5日間の職場体験学習）を実施しました。
- 大学生や高校生に対し、結婚・妊娠・出産・育児を含めたライフイベントを考える機会を設け、自立の意識醸成などを行いました。
- 新卒学生を対象とした就職ガイダンスを2回開催し、学生が市内企業に就職する機会の提供を行いました。

【団体等アンケート・ヒアリング】

- 若い世代の人たちが発信してくれることを、地域住民が協力したり、手助けをしたりできる環境をつくりたいと考える。

(4) 子どもの教育環境の整備

ア 保育・幼児教育の質の向上

【第1期計画の主な取組】

- 保育士サポート研修等の研修を実施し、保育士の資質向上を図りました。
- 就学時における保育所（園）・幼稚園と小学校との連携を推進するとともに、研究会や学校行事、地域の行事等においての連携を積極的に行いました。
- 授業・保育研究の交流を推進し、幼児の学びと育ちを円滑に小学校へ接続させる教職員の指導の在り方についての連携を推進しました。

【団体等アンケート・ヒアリング】

- 就学前児童の発達や学びの連続性を考慮して事業を展開しています。

イ 教育力のさらなる向上

【第1期計画の主な取組】

- 「夢・挑戦プラン～第四次学校教育レベルアッププラン～」に基づき、「『夢と志』をもち、グローバル社会を生きる子ども」をめざす子どもの姿とし、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育成するための事業を推進してきました。
- 体力向上応援プロジェクトの一環として、体力向上推進リーダー研修を実施しました。
- 地域人材（マイタウンティーチャー・学生マイタウンティーチャー）を派遣し、各幼稚園・小中学校の特色ある教育活動を推進しました。

【団体等アンケート・ヒアリング】

- 外国につながる子どもたちが、どこに住んでいたとしても同じレベルの日本語教育や学習支援を受けられることが望ましいが、地域によっては十分な支援を受けることができない子どもがいます。

ウ 青少年の健全育成

【第1期計画の主な取組】

- 放課後児童クラブ利用学年について、高学年までに拡大しました。
- 市内 23 か所で放課後子供教室を実施しました。
- 青少年を対象として、保育所（園）との連携のもと、事前学習・保育所（園）での保育体験・事後総括をセットにした、子育て体験学習を実施しました。
- 教職員や市民を対象とした青少年サポートセミナー（講演会）を開催しました。
- 生活困窮家庭の子どもに対する学習支援、定期的な家庭訪問による親への進学の助言などを実施しました。

【放課後児童クラブの状況】

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
放課後児童 クラブ	クラブ数	48	49	54	57	58
	児童数	人	1,794	1,969	2,204	2,408
民間施設整備数	クラブ	2	2	3	5	5

資料：東広島市保育課（各年度 5 月 1 日現在）

【ニーズ調査結果】

- 子どもが地域の人と交流したり、地域の資源を活かして様々な体験を行うことができたりする環境に満足している割合は就学前児童で約 6 割、小学生で約 7 割となっています。
- 参加したい場として、「子どもがスポーツや身体を動かすことができる場」、「山や海、川など、子どもが自然の中で様々な体験ができる場」が上位となっています。

エ 子どもの安全・安心の確保

【第1期計画の主な取組】

- 教職員を対象として、インターネットやスマートフォンの危険性とその対策について研修会を実施しました。
- 児童生徒の適切なインターネット利用に係る啓発リーフレットを東広島市 P T A 連合会と連名で作成し、市内小中学校の児童生徒及びその保護者に配付しました。

【団体等アンケート・ヒアリング】

- 子どもたちだけで安心して遊べる場所が減少しています。
- 車が多く、安心して道を歩けない場所や人気（ひとけ）がなく、危険な場所が多くあります。

2 子育て環境の総合的な評価

本市においては、東広島市子ども・子育て支援事業計画に基づき、幼児期の教育・保育の提供、待機児童の解消、地域の子育て支援の一層の充実などの取組を総合的に推進してきました。

特に、認定こども園や保育所等の教育・保育事業、放課後児童クラブの拡充を図るとともに、「出産・育児サポートセンターすくすく」の開設等により東広島版ネウボラの構築を推進するなど、取組の充実を図りました。

しかし、ニーズ調査の結果によると、「東広島市が子育てがしやすいまち」と評価する保護者の割合は、就学前児童では平成25年度の調査結果よりも低下しており、「子育てに関して不安や負担を感じる」保護者の割合も変わらない状況です。

特に相談窓口の利用のしやすさに関する評価が低く、情報入手の状況や教育・保育事業、一時的な保育事業に関する評価においても評価する割合は4割台から5割台であり、高くない状況です。

[ニーズ調査評価項目結]

区分		平成20年度 結果	平成25年度 結果	平成30年度 結果
東広島市が子育てがしやすいまちだと感じる保護者の割合	就学前児童	64.8	73.3	64.2
	小学生	65.3	68.2	67.4
子育てが楽しいと感じる保護者の割合	就学前児童	89.5	87.9	88.8
	小学生	87.8	86.7	87.0
子育てに関して不安や負担を感じる保護者の割合	就学前児童	42.1	44.3	46.9
	小学生	47.3	47.8	45.7
子育てが地域の人々や社会全体に支えられないと感じる保護者の割合	就学前児童	53.6	53.7	48.9
	小学生	65.4	63.1	58.1
子育てについて気軽に相談できる人・場所がない（ない）保護者の割合	就学前児童	1.1	5.4	5.5
	小学生	2.7	9.0	8.0
市などの公的な相談窓口を利用しやすいと思う保護者の割合	就学前児童	20.1	14.7	29.5
	小学生	14.7	11.1	23.6
子育て支援に関する情報を十分に入手できていると思う保護者の割合	就学前児童	—	52.6	55.9
	小学生	—	51.5	50.7
子どもの健康づくりの支援に満足している保護者の割合	就学前児童	72.8	—	65.3
	小学生	61.3	—	64.0
産前・産後の母親の健康づくりに満足している保護者の割合	就学前児童	—	—	60.1
子育てと仕事を両立するための教育・保育事業に満足している保護者の割合	就学前児童	—	—	54.8
緊急時や保護者の用事の際などの一時的な保育を行う事業に満足している保護者の割合	就学前児童	—	—	42.2
子どもが地域の人々と交流したり、地域の資源を活かして様々な体験を行ったりすることができる環境に満足している保護者の割合	就学前児童	—	—	58.4
	小学生	—	—	70.6

資料：ニーズ調査

3 第2期計画に向けた課題

(1) 安心して子どもを産み育てられる支援の充実

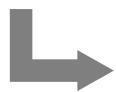
- 身近な人からの情報や支援が得られにくく、妊娠・出産・子育て期に不安や負担を感じる保護者がいます。
- 子どもの健康や発育・発達について悩んでいる保護者が多くいます。
- 不安や悩みがあっても、相談する相手がない保護者がいます。
- 保護者が育児の方法や子どもとの過ごし方がわからなかったり、その重要性を理解していないかったりする状況があります。



子育てに不安や悩みを持つ保護者に、切れ目のない支援を行う必要があります。

(2) 社会的な支援が必要な子どもへの支援

- 生活困窮層の割合が、ふたり親の家庭で8.9%、ひとり親の家庭で23.9%となっています。
- 発達障害等の特別な支援が必要な子どもの増加に伴い、支援に関わる事業所や支援員が不足している状況があります。
- 児童虐待相談件数が増加しています。
- 外国籍等の外国につながる子どもが増加しており、生活や学校で困難な状況があります。



社会的な支援を必要とする子どもたちに対する支援体制の充実を図る必要があります。

(3) 仕事と子育てを両立するための支援の充実

- 就学前の教育・保育や放課後児童クラブについて、待機児童が発生しています。
- 育児休業を希望する期間取得できない状況や子どもの看護のために休みにくい状況、父親が育児に十分に関われない状況など、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組が十分に進んでいない状況があります。



仕事をしながら安心して出産・育児ができる環境を整備する必要があります。

(4) 地域の子育て支援力の強化

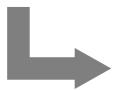
- 転入等により、地域とのつながりが薄い子育て家庭があります。
- 困難な状況等にある子どもや母親を相談や支援に確実につなぐため、子育て支援を担う住民、団体、機関、行政等の身近な地域単位での連携が重要です。
- 子育てを地域で支える活動への理解や参加の促進が必要です。



地域の身近な場所で子育ての相談や見守りを行う人材を育成する必要があります。

(5) 次代を担う子どもを育てる教育・保育の推進

- 「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園・保育要領」の改定を踏まえた保育・教育の質の向上が求められています。
- 地域で、自然体験ができる場等の子どもが学ぶ場の充実が求められています。
- 保護者が育児の方法や子どもとの過ごし方がわからなかったり、その重要性を理解していなかったりする状況があります。



次代を担う子どもたちを健やかに育てる教育・保育環境の整備が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

つながる つなげる 育ちあいのまちづくり

～すべての親子に支援を すべての市民が子育て支援者に

そして元気なまちづくり～

東広島市では、「支え手」、「受け手」という垣根を越えてみんなで支え合う「地域共生社会」の実現を目指しています。

本計画に定める子育て支援の取組を推進するためにも、家庭や地域、行政、関係機関・団体、事業者など、子どもと子育て家庭を取り巻くすべての人々が子育ての意義について理解を深め、それぞれの立場で子育て支援に参画する、地域共生の考え方が不可欠です。

子ども、保護者、支援者が「つながる つなげる」支え合いの中で、子ども、親、地域がともに「育つ」ことの重要性から、本計画の基本理念を第一期計画から継承し「つながる つなげる 育ちあいのまちづくり」とします。

[計画のイメージ]

つながる つなげる 育ちあいのまちづくり

すべての親子に支援を すべての市民が子育て支援者に
そして元気なまちづくり

子ども

子どもの視点

- ・子どもの最善の利益が実現されます
- ・健やかに成長します
- ・家庭や地域でいろいろなことを学びます
- ・自立できる子どもに育ちます

家庭・親の視点

- ・子どもの養育・教育を行います
- ・子どもが最も安らげる場です
- ・家族が尊重しあい、みんなで協力します
- ・子育てに喜びを感じ、子どもとともに成長します

家庭・親

地域の視点

- ・子どもの最善の利益を実現します
- ・結婚や子どもを産み育てたいという希望が持てる環境をつくります
- ・子どもと親が心身ともに健康に生活できるように支援します
- ・地域全体で子どもと親の成長を見守り、支援します
- ・子育てと仕事の両立ができる環境をつくります
- ・子どもの社会性の向上や自立を支える教育環境をつくります
- ・子どもが安全に生活できる環境をつくります

安心して子どもを産み育てられる
支援の充実

社会的な支援が必要な子どもへの
支援の充実

仕事と子育てを両立するための
支援の充実

地域の子育て支援力の強化

次代を担う子どもを育てる教育・保育の推進

地域

2 計画の基本目標

基本目標 1 安心して子どもを産み育てられる支援の充実

目指す姿

- ◆ 子どもが健やかに成長しています。
- ◆ 子育てをする親の不安や負担が軽減され、安心して子どもを産み育てることができます。

子どもと母親の健康づくりの支援、子育てに関する情報提供・相談体制の充実など、すべての子どもと親への妊娠・出産期から子育て期まで切れ目のない支援を行う、東広島版ネウボラを構築します。

また、子どもが安心して健やかに成長できるよう、子どもに関する医療体制の充実を図ります。

さらに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

基本施策

- (1) 東広島版ネウボラの充実 **重点**
- (2) 子どもに関する医療体制の充実
- (3) 子育て世帯の経済的負担の軽減

基本目標 2 社会的な支援が必要な子どもへの支援の充実

目指す姿

- ◆ 社会的な支援が必要な子どもと家庭が、必要な支援につながり、安心して生活を送ることができます。

障害、疾病、虐待、貧困、外国籍等の外国につながる家庭の状況等により、支援の必要性が高い子どもとその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭が安心して生活を送るための支援の充実を図ります。

基本施策

- (1) 児童虐待の予防と早期対応 **重点**
- (2) 障害のある子どもと家庭への支援の充実
- (3) 貧困等、困難な状況にある子どもと家庭への支援の充実
- (4) 外国につながる子どもと家庭への支援の充実

基本目標3 仕事と子育てを両立するための支援の充実

目指す姿

- ◆ 子育てをする母親、父親が、仕事と子育てを両立することができます。

高まる保育へのニーズや多様な働き方に対応した教育・保育、放課後児童クラブ等の事業の充実を図ります。

また、働き方の見直しや子育てを支援する職場環境の促進など、仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。

基本施策

- (1) 待機児童の解消 **重点**
- (2) 多様な保育事業の充実
- (3) 働く女性の応援

基本目標4 地域の子育て支援力の強化

目指す姿

- ◆ 地域の関係団体・機関等が連携を図り、子どもの成長や子育てを見守り、支える体制ができます。
- ◆ 子どもと子育て家庭が、安心して生活できる環境が整備されています。

保護者が子育てについての第一義的な責任を持つという基本認識のもとに、地域共生社会の理念を踏まえ、地域、学校、関係機関・団体、企業等の地域社会全体が子どもの成長や子育てを見守り、支える体制づくりを推進します。

また、子どもと子育て家庭が、安全・安心に過ごせるよう、事故や犯罪等から子どもを守る環境、子育てに配慮された環境づくりを推進します。

基本施策

- (1) 地域における子育て支援の充実
- (2) 子育て支援のネットワークの構築
- (3) 子どもの安全・安心の確保

基本目標 5 次代を担う子どもを育てる教育・保育の推進

目指す姿

- ◆ すべての子どもが質の高い教育を受け、東広島市の未来をつくり、担っていくことのできる人材に成長しています。

乳幼児期の教育について、その重要性や特性を踏まえ、教育・保育の質の向上を図るとともに、幼稚園、保育所（園）、小学校の連携強化、就学前の家庭教育の支援の充実を図ります。

また、子育てをする親が、子育てを経験することを通じて、大きな喜びや生きがいを感じながら親として成長していくことができるよう、地域が一体となった支援の充実を図ります。

基本施策

(1) 乳幼児期における教育・保育の質の向上

重点

(2) 親の子育て力の向上

3 計画の体系



第4章 基本施策と取組

基本目標1 安心して子どもを産み育てられる支援の充実

基本施策1 東広島版ネウボラの充実

重点

施策の目指す姿

全ての妊娠婦、乳幼児やその家族が必要な支援を受けながら、安心して妊娠、出産、育児ができている。

妊娠から出産子育ての時期において、切れ目なく、ワンストップで対応する“東広島版ネウボラ”の充実を図ります。

No	具体的な取組	内容	担当課	区分
1	妊娠・出産・育児の切れ目ない支援	<ul style="list-style-type: none">● 産科医協力の下、中高等教育において、妊娠、出産、子育てに関する思春期健康教育を実施します。また、若い世代が乳幼児と触れ合う機会を設け、将来の子育て家庭の養育力の向上を図ります。● 不妊・不育症に悩む夫婦を支援するため、一般不妊治療費と不育症の治療費を助成します。● 生後2か月までの乳児家庭に対して、全戸訪問を行い、疾病の早期発見と、育児不安に対するきめ細かい育児支援を図ります。● 産後、心身ともに不安定になりやすい母親をサポートし、日帰り型、宿泊型及び訪問型産後ケアを行います。● 生後8か月前後の子どもの発達の確認と、保護者の育児不安の解消を目的に、すぐすぐ赤ちゃん相談会を実施します。● 乳幼児健診の未受診家庭や乳幼児と保護者の心身の健康に関して支援が必要な家庭を訪問し、支援を行います。● マタニティ教室、パパママ教室、育児相談・育児教室などを開催し、育児不安の軽減を図ります。	こども家庭課	拡充
2	ITやAIを活用した相談支援	<ul style="list-style-type: none">● 生活スタイルやライフサイクルなど個々のニーズに応じて、ITやAIも活用した相談支援を行います。	こども家庭課	新規

No	具体的な取組	内容	担当課	区分
3	母子保健情報の一元管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子保健情報及び医療情報の一元管理により、母子の健康状態を把握します。 	こども家庭課	新規
4	子育て支援拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子保健機能を兼ね備えた子育て世代が集いやすい拠点を確保します 	こども家庭課	新規
5	子育て情報提供体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て支援情報を一元的に管理するサイトを整理し、必要な人に、必要な時に、必要な情報を届けます。 	こども家庭課	継続

基本施策2 子どもに関する医療体制の充実

施策の目指す姿

妊産婦や子どもが、必要な医療を受けることができている。

産科、周産期医療、小児医療の充実を図るため、医師が就業・定着しやすい環境づくりを支援するとともに、子どもが安心して医療を受けることができる体制を整備します。

No	具体的な取組	内容	担当課	区分
6	子どもに関する医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none">産科・周産期医療、小児医療の充実を図るため、産婦人科・小児科等の医師が診察しやすい環境整備を支援します。休日夜間の初期救急患者等のために、医師会と連携し、救急医療体制の充実を図ります。	健康増進課	拡充
7	適正な医療機関の受診についての啓発	<ul style="list-style-type: none">適正な医療機関の受診について、乳幼児を持つ保護者への啓発を行います。	健康増進課	拡充

基本施策3 子育て世帯の経済的負担の軽減

施策の目指す姿

子育て家庭の経済的負担が軽減されている。

子育てにかかる費用の負担を軽減するため、各種手当の支給や医療費等の助成を行います。

No	具体的な取組	内容	担当課	区分
8	乳幼児医療費、児童手当の支給	<ul style="list-style-type: none">乳幼児等医療費公費負担、児童手当の支給などにより、子育てに関する経済的負担の軽減を図り、子どもの育ちを支援します。	こども家庭課	継続
9	妊産婦健康診査及び乳幼児健診の費用助成	<ul style="list-style-type: none">すべての妊婦及び乳幼児が、必要な健診を受けることができるよう、妊産婦健康診査及び乳幼児健診の費用を助成します。	こども家庭課	継続

No	具体的な取組	内容	担当課	区分
10	ごみ指定袋の交付	<ul style="list-style-type: none"> ● 2歳未満の乳幼児に対して、紙おむつの排出に使用する指定袋の一部を現物給付します。 	廃棄物対策課	継続

基本目標 2　社会的な支援が必要な子どもへの支援の充実

基本施策 1　児童虐待の予防と早期対応　**重点**

施策の目指す姿

すべての子どもの人権が尊重されている。

児童虐待の防止、早期発見・対応、保護・自立支援に至るまで、関係機関等と連携を強化し、切れ目のない総合的な支援を行います。

No	具体的な取組	内容	担当課	区分
11	児童虐待の予防	<ul style="list-style-type: none">● ペアレント・トレーニングを実施し、子育てに悩みを持つ親を対象として、養育能力の向上、孤立感の軽減、自尊感情の回復等を図ります。● 親子の絆づくりプログラム（BP プログラム）を実施し、第 1 子（0 歳児）を育てている母親を対象として、親子の絆づくり、母親同士の仲間づくり、子育てに必要な知識の習得を目的とした場を提供します。● 市独自のプログラムである「にこにこプログラム（第 2 子を持つ親子を対象とした子育て支援プログラム）」を地域子育て支援センターや地域ぐくすくサポートで実施します。	こども家庭課	拡充

No	具体的な取組	内容	担当課	区分
12	児童虐待の防止・早期発見	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を運営し、医療・保健・教育・警察など地域の関係機関の連携強化により児童虐待の早期発見・早期解決を図ります。 家庭児童相談室及び出産・育児サポートセンターすくすくと一体化を図る「子ども家庭総合支援拠点」の体制を充実し、専門的な相談対応や訪問による継続的な支援を強化します。 養育支援が必要な家庭に対して、保健師等専門職による指導助言等を訪問により実施し、個々の家庭の抱える養育上の問題の解決、軽減を図ります。 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の多様なニーズに対応できるよう、既存の受け入れ施設との連携を進めるとともに、里親制度等を活用した新たな受け入れ態勢の整備を行います。 児童虐待防止推進月間の啓発活動、児童虐待防止講座等により、児童虐待の防止に資する取組を積極的に行います。 	こども家庭課	拡充
13	DV 被害者の支援	<ul style="list-style-type: none"> DV（配偶者等からの暴力）被害者を保護し、生活・教育・就職等、生活基盤を整えるための支援をします。 	こども家庭課	継続
14	人権教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待やいじめ等、子どもの人権に関する問題の解決に向けて、学校における人権教育を推進します。 	指導課	継続
15	子育て相談体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 家庭児童相談室において、子育てや家庭を取り巻く様々な問題に関する相談、児童虐待やDV（配偶者等からの暴力）への対応を行います。 家庭児童相談及びDV 対応を担当する職員等が専門的知識及び技術の向上を図るために研修を受講し、専門的見地から対応できる人材の確保を図ります。 	こども家庭課	継続

基本施策2 障害のある子どもと家庭への支援の充実

施策の目指す姿

障害のある子どもとその家族が必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことができている。

障害のある子どもの健やかな発達を支援し、住み慣れた地域で安心して生活をすることができるよう、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画と整合性を図りながら、ライフステージを一貫して支援する総合的な取組みの充実を図ります。

No	具体的な取組	内容	担当課	区分
16	発達障害のある子どもや親への支援	<ul style="list-style-type: none">子育て・障害総合支援センター（はあとふる）の体制を充実させ、発達障害のある子どもの幼少期から成人期のライフステージにおいて、幼稚園、保育所（園）、学校等が主体的かつ効果的な支援に取り組めるようバックアップを行います。地域イベントでポスター掲示等により、発達障害への理解について啓発活動を行います。子どもが発達障害の診断を受けて間もない親等に対し、共感的なサポートを行うペアレントメンターシャツ事業を推進します。	障害福祉課 こども家庭課 指導課	拡充
17	発達障害等、障害のある子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none">特別な支援が必要な子どもについて、保育所（園）、幼稚園、放課後児童クラブでの受け入れ体制を整え、一人ひとりに必要な手立てを行った上で、健全な心身の発達を促します。医療的ケアが必要な子どもについても、個々の障害に応じた総合的な支援体制の充実を目指します。	障害福祉課 保育課 指導課	継続
18	障害のある子どもに対する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none">自立支援協議会へ参加する事業所を増やし、ケアマネジメントの質の向上や連携強化のための研修会を通じ、相談支援専門員の底上げを促進します。	障害福祉課	拡充
19	障害のある子どもの経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none">各種手当の給付、福祉助成券の交付、重度心身障害者医療費助成、特別支援教育就学奨励費支給等により、障害のある子どもやその家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもの育ちを支援します。	障害福祉課 学事課	継続

No	具体的な取組	内容	担当課	区分
20	障害のある子どもに対する福祉サービスの実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 居宅サービスでの生活をサポートする、障害福祉サービス（居宅介護、短期入所、移動支援、日中一時支援等）を実施します。 ● 補装用具の支給、日常生活用具の給付や介護者への慰労金の支給など、障害がある子どもの在宅生活を支援します。 ● 障害のある子どもが身近な地域で支援が受けられるよう、障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）を実施します。 	障害福祉課	継続
21	発達障害のある子どもの就学支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 発達障害のある子ども等が、ライフステージ移行後も安心や信頼感を継続できるよう、就学時の幼保小連携及び教育相談等を行います。 	保育課 指導課	継続

基本施策3 貧困等、困難な状況にある子どもと家庭への支援の充実

施策の目指す姿

すべての子どもが、生まれ育った家庭の経済社会状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことができている。

子どもたちが、生まれ育った家庭の経済社会状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできるよう、教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援を総合的に推進します。

No	具体的な取組	内容	担当課	区分
22	ひとり親家庭の自立支援の充実	● 就労に関する相談や母子及び父子家庭自立支援教育訓練給付金の支給など各種助成を行うことにより、ひとり親家庭の自立（就労）を支援し、制度の周知を図ります。	こども家庭課	継続
		● 住宅の確保に特に配慮を要するひとり親家庭の居住の安定を図るため、公営住宅の入居者抽選において倍率を優遇します。	住宅課	継続
23	ひとり親家庭の経済的負担の軽減	● ひとり親家庭等医療費公費負担、児童扶養手当の支給などにより、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもの育ちを支援します。	こども家庭課	継続
24	子育て相談体制の強化	● 児童青少年総合相談室において学校生活や子育てに関する保護者の相談業務を行います。 ● 小中学校においては、心のサポーターによる相談業務を行います。	青少年育成課	継続
25	生活困窮家庭の子どもに対する支援	● 生活困窮者自立支援法に基づき、家庭支援員を配置し、生活保護世帯等の子どもに対する学習支援、定期的な家庭訪問による親への進学の助言などを実施します。 ● 生活保護世帯等の小中学生を対象に週1回、市内の公共施設等で大学生や教員OB等のボランティアスタッフによる集合型の学習支援を実施します。 ● 生活困窮の状態にある子どもと家庭に対して、最低限度の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行います。 ● 就学援助制度により、生活困窮と認められる家庭の経済的負担の軽減を図り、就学機会の確保のための支援を行います。	社会福祉課 学事課	拡充

No	具体的な取組	内容	担当課	区分
26	関係機関の連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 貧困等、困難な状況にある子どもについて、必要な支援が受けられるよう、幼稚園、保育所及び学校等と支援機関が連携できる体制を作ります。 	社会福祉課 保育課 青少年育成課	拡充

基本施策4 外国につながる子どもと家庭への支援の充実

施策の目指す姿

外国につながる子どもが、幼児期の教育・保育、学校教育を受けることができるよう、また、学校教育を受けることができるよう支援を行います。

海外から帰国した子どもや外国人の子ども、両親が国際結婚の子ども等、外国につながる子どもが言語や文化等の違いによらず円滑に教育・保育や子育て支援を利用することができるよう、また、学校教育を受けることができるよう支援を行います。

No	具体的な取組	内容	担当課	区分
27	外国につながる子どもへの支援の充実	<ul style="list-style-type: none">● 学校と連携を図り、外国につながる児童・生徒に対し、学校外での日本語学習・教科学習支援を行うとともに、学校外での居場所づくりを推進します。● 生活上の困りごとについて、多言語による生活相談を行います。	政策推進監	継続
		<ul style="list-style-type: none">● 外国につながる子どもの個別対応のため、大学生や留学生とも連携・協力し、人材を確保するとともに、子どもや保護者への接し方について、保育士及び放課後児童支援員への研修を実施します。● 教育・保育や子育て支援を円滑に利用することができるよう、通訳者、情報端末等を活用した翻訳機能を強化します。	保育課	拡充
		<ul style="list-style-type: none">● 「東広島市立小・中学校ガイドブック」を作成し、本市の小中学校に転入学する児童生徒の保護者へ配布することで、日本の教育制度等への理解を促し、外国につながる子どもが学校教育を受けることができるよう支援します。	学事課 指導課	継続
		<ul style="list-style-type: none">● 外国につながる子どもの実態を把握するとともに、関係機関と連携し、学校等へ通訳を派遣することで、特に就学時や進学時における保護者とのコミュニケーションを支援します。	政策推進監 保育課 指導課	継続

基本目標3 仕事と子育てを両立するための支援の充実

基本施策1 待機児童の解消

重点

施策の目指す姿

教育・保育、放課後児童クラブを必要とする家庭が、必要な時期に利用することができている。

本計画及び保育所適正配置基本構想に基づき、高まる保育ニーズを踏まえ、認定こども園、保育所（園）、幼稚園による教育・保育の充実を図り、待機児童の解消を図ります。

また、放課後子供教室や地域の活動と連携を図る等、放課後児童クラブの充実を図ります。

No	具体的な取組	内容	担当課	区分
28	施設型給付等による保育所（園）、幼稚園、認定こども園の充実	<ul style="list-style-type: none">施設型給付により、保育所（園）、幼稚園、認定こども園を充実させ、市内の各地域で多様な教育・保育ニーズに対応できる体制を構築します。幼保連携型認定こども園の普及を図ります。地域型保育給付により、必要に応じて、小規模保育等の保育サービスを提供し、低年齢児の定員確保に努めます。	保育課	継続
29	教育・保育環境の充実	<ul style="list-style-type: none">教育・保育施設を計画的に整備し、地域の特性に応じた教育・保育サービスを提供します。	保育課	新規
30	保育人材の確保	<ul style="list-style-type: none">保育補助者等の活用や処遇改善等により、保育士等の労働環境を改善し、保育人材の確保を図ります。ＩＣＴの活用による保育士の負担軽減を図ります。	保育課	継続 拡充
31	放課後の子どもの居場所づくり	<ul style="list-style-type: none">共働き家庭等の児童が、放課後、安全に健やかに過ごせるよう、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を実施します。また、学校の空き教室等を活用し、施設整備を計画的に進め、対象児童の拡大等の新たな取組を推進します。「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童健全育成事業と放課後子供教室の連携を推進します。	保育課 青少年育成課	拡充

基本施策2 多様な保育事業の充実

施策の目指す姿

家庭の状況や多様な働き方に合わせて、多様な保育を利用することができている。

子どもを見てくれる人が身近にいない家庭等の状況や、保護者の多様な働き方に対応した保育事業の充実を図ります。

No	具体的な取組	内容	担当課	区分
32	利用者支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none">子ども及びその保護者が、多様な教育・保育サービスや、地域子ども・子育て支援事業（一時預かり、放課後児童クラブ等）の中から適切なものを見つけて利用できるよう、地域子育て支援センターや地域すぐそばサポート等で支援を行います。	こども家庭課 保育課	継続
33	地域の子ども・子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none">延長保育、一時保育、病児・病後児保育について、量の見込みに応じて実施できるよう、保育士の確保や保育体制の見直しを通じて更なる保育サービスの充実を図ります。	保育課	継続
34	民間の預かりサービスとの連携	<ul style="list-style-type: none">多様化する保育ニーズに対応するため、民間で実施している預かりサービスと連携する体制を構築します。	こども家庭課	新規

基本施策3 働く女性の応援

施策の目指す姿

子育てをする母親、父親が仕事と子育ての両立ができる。

女性が結婚や出産、育児を理由に離職することなく、継続して就労することができるよう、企業側のワーク・ライフ・バランスの積極的な取組みや職場意識の改革等への働きかけを行うとともに、働く女性を応援します。

No	具体的な取組	内容	担当課	区分
35	男女共同参画、 仕事と生活の 調和（ワーク・ ライフ・バラン ス）の推進	● 働く人が仕事と家庭を両立できるよう、企業などを対象とし、長時間労働の削減等の職場環境づくりに向けた意識啓発を行います。	産業振興課 人権男女共同参画課	継続
		● 男性の家事・育児等に関する理解を深め、参画を促進するため、広く情報提供や講座等を実施します。	人権男女共同参画課	
36	働く女性の応 援	● より多くの企業が「働く側の個々の事情（育児・介護など）に応じた多様で柔軟な働き方」を導入できるよう、国等の支援制度の周知を行います。	人権男女共同参画課 産業振興課	継続
		● ハローワーク等と連携し、女性向けの就職相談会を開催し、同時に子どもの保育所等への入所相談も実施します。	保育課 産業振興課	拡充
		● 地域すぐそくサポート等の身近な場所で就業に関する出張相談会を実施します。	こども家庭課 産業振興課	新規

基本目標4 地域の子育て支援力の強化

基本施策1 地域における子育て支援の充実

施策の目指す姿

子どもと子育て家庭が、地域とつながり合い、必要な支援を受けながら、安心して子育てができている。

地域の子育て機能の充実を図るとともに、子育て家庭が安心して子どもを育てることができるよう、地域の中でつながり合う子育て支援を推進します。

No	具体的な取組	内容	担当課	区分
37	地域すぐそくサポートでの子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none">子育てに関する相談や情報交換し、気軽に集える場所として日常生活圏域に設置した地域すぐそくサポートにおいて、地域人材による子育て支援や、妊娠期からのサービスを充実します。	こども家庭課	拡充
38	地域子育て支援センターの充実	<ul style="list-style-type: none">多様化する子育てに関する相談内容に対応できるよう、地域の子育て関連情報を提供するとともに、保護者同士のつながりづくりや関係機関との連携を強化します。子育て負担感の緩和や仲間づくりを支援するため、主に未就園児とその親が気軽に集い、同年代又は多世代間の交流を図る場を提供します。	保育課	継続
39	児童館及び児童館的機能施設の利用促進	<ul style="list-style-type: none">子どもの心身の健康を増進し、情操の豊かな人間形成を図るため、地域と連携し、0歳から18歳未満（ブランコは小学校低学年まで）の子どもに健全な遊びを提供します。児童館等の活動やイベント等について、広報紙やホームページ等を活用して広く周知し、児童館等の利用促進を図ります。	保育課	継続
40	保育所（園）における子育て支援の推進	<ul style="list-style-type: none">園庭開放を充実し、地域との交流を推進します。各保育所（園）に配置している「保育コーディネーター」を中心に、支援が必要な子どもや家庭の相談に応じ、情報提供や関係機関と連携した支援を行います。出前講座制度等を活用し、地域における子育て支援を推進します。	保育課	継続

No	具体的な取組	内容	担当課	区分
41	ファミリー・サポート・センターの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 子育ての支援を受けたい人と行いたい人が会員登録し、子どもの送迎（保育所（園）、幼稚園、小学校等）、子どもの預かり等、子育てについての助け合いを行う仕組みを運営します。 地域すくすくサポートとの連携体制を構築し、各地域拠点において情報提供や会員登録の案内、マッチングができる体制を整備します。 	こども家庭課	継続
42	若い世代のボランティア活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> 保育所等で若い世代のボランティアを積極的に受け入れる体制を作り、様々な機会を提供するとともに、子育て支援者としての参加を促進します。 	保育課	継続
43	市民協働のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 住民自治協議会をはじめとする地域コミュニティやNPO等の各種団体など、多様な主体が協力・連携してまちづくりに取り組む、市民協働のまちづくりを推進します。 	地域づくり推進課	継続
44	子どもの健康・体力つくり	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの健康・体力つくりのきっかけをつくるため、地域の指導者とともに行事を開催します。 	スポーツ振興課	継続
45	地域の活力を活かした子どもの居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> 学校や地域ボランティアの協力を得て、放課後子供教室を実施し、スポーツ・文化活動・体験活動や交流活動等を行います。 	青少年育成課	継続

基本施策2 子育て支援のネットワークの構築

施策の目指す姿

地域の子育て支援者・団体と地域の子育て支援機関等が連携し、地域の実情に応じた子育て支援ができている。

地域の関係機関や各種活動団体が子育ての情報を共有しながら、効率的・効果的な活動ができるよう、関係機関のネットワーク化を更に促進します。

No	具体的な取組	内容	担当課	区分
46	地域での妊娠・出産・育児に対する意識の醸成	<ul style="list-style-type: none">「こども未来フェスタ」等のイベントを通して、地域での妊娠・出産・育児に対するポジティブな意識を醸成し、身近な地域の中で相談できたり、互いに助け合えたりできるような子育て環境を創出します。	こども家庭課	継続
47	基幹型子育て支援センターの機能強化	<ul style="list-style-type: none">地域における子育て支援の中核施設として、「基幹型子育て支援センター」を運営し、相談業務のほか、相談機関相互の連絡調整を行います。また、子育てイベント等の情報をSNSを活用して発信します。子育てサポーターを育成し、地域の子育てに関する相談・支援を行います。	こども家庭課	拡充
48	子育て支援者のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none">基幹型子育て支援センターが主催する各種会議の開催等により、子育て支援関係機関の連携強化を図るとともに、子育て支援者を対象とした研修を実施し、保育士等の資質向上に取り組みます。	こども家庭課	拡充
49	子育て当事者のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none">地域子育て支援センターなど、子育てに対する負担感の緩和や仲間づくりに取り組む場を活用して、子育てサークル・子育てサロンを支援するとともに、関連情報を収集・提供し、ネットワーク化を図ります。	こども家庭課	継続

基本施策3 子どもの安全・安心の確保

施策の目指す姿

子どもと子育て家庭が、住み慣れた地域で、快適に安心して暮らすことができている。

関係機関・団体、地域住民との連携強化により、地域全体で子どもを見守る体制づくりを推進するとともに、通学路をはじめとした道路や関係施設の整備・点検を行うなど、子どもが安心して生活できる環境づくりを推進します。

No	具体的な取組	内容	担当課	区分
50	子育て家庭が暮らしやすい環境の整備	<ul style="list-style-type: none">● 子育て世代向けの賃貸住宅（ひだまりハウス）を提供し、子育て世帯の良好な居住環境の確保と定住の促進を図ります。	保育課	継続
51	安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none">● 各保育所・小中学校等において、児童生徒を対象とした教職員または警察署等の外部講師による交通安全教室を開催します。● 市民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールの遵守と人に優しい交通マナーを実践するよう啓発活動を行います。● 通学時等の歩行や自転車の乗り方などについて啓発を行うため、市内の小中学校をはじめ、幼稚園・保育所（園）等からの依頼に応じて、交通指導員を派遣し交通安全教室を実施します。	保育課 指導課 危機管理課	継続 継続

基本目標5 次代を担う子どもを育てる教育・保育の推進

基本施策1 乳幼児期における教育・保育の質の向上

施策の目指す姿

就学前の子どもが質の高い教育を受けることができている。

幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、子ども一人ひとりの育ちを大切にした保育の質や幼児教育の充実を図るとともに、子どもの発達や学びの連続性を踏まえて認定こども園、幼稚園、保育所（園）と小学校の連携を強化します。

No	具体的な取組	内容	担当課	区分
52	幼保小連携の推進	<ul style="list-style-type: none">幼保小の接続を見通したカリキュラムを編成するため、幼稚園、保育所（園）、小学校等の関係者が定期的に意見交換等を行う交流・連携の場を充実します。	保育課 指導課	継続
53	保育・幼児教育の充実	<ul style="list-style-type: none">子どもの豊かな体験をはぐくむ教育・保育環境を構築し、保育施設の魅力向上を図ります。安心して子どもを預けられる保育所（園）・幼稚園を目指し、保育士、幼稚園教諭の研修等の充実を図り、子育ての専門家として資質向上に努めます。	保育課 指導課	拡充

基本施策2 親の子育て力の向上

施策の目指す姿

子育てを通じて大きな喜びや生きがいを感じながら、親が親として成長できている。

子どもの成長における家庭の重要性についての意識啓発を図るとともに、子育てをする親が自信と責任を持ち子育てができるよう、子育てにかかる情報提供や相談、学習機会の充実を図ります。

No	具体的な取組	内容	担当課	区分
54	親の子育て力の強化	● 地域子育て支援センター等において、親が子育てを学ぶ場を講座等により提供します。	保育課	継続
		● 「親の力」をまなびあう学習プログラムを活用し、子どもの成長段階に応じた子育て応援講座を開催します。また、進行役を務めるファシリテーターを養成し、家庭教育を支援します。	生涯学習課	継続
		● 生涯学習まちづくり出前講座、生涯学習センター等家庭教育支援に関する講座を実施し、親が子育てについて学ぶ機会を提供します。	青少年育成課	継続
		● 子育て講座を実施し、共通体験を通して、親子のふれあいのきっかけをつくるとともに、子どもの興味や関心についての理解を深める機会を提供します。	生涯学習課 こども家庭課	新規
		● 乳幼児からの言葉かけの大切さを伝える「ブックデビュー講座」を実施し、家庭や地域での実践を推進します。	生涯学習課 こども家庭課	新規
55	読書活動の推進	● 本の読み聞かせや紹介を行うなど、子どもが本と出会う機会を提供します。	生涯学習課 こども家庭課	継続
		● 本に親しむためのイベントを実施するなど、読書の習慣化を図るための支援を行います。	保育課	
		● 本を活用する力を育成するなど、主体的な読書活動を推進するための支援を行います。	指導課	
		● 読書の成果を発信する機会を設けるなど、読書の輪を広げる機会を提供します。		

No	具体的な取組	内容	担当課	区分
56	食育の推進	● アレルギー等健康問題について、継続的な普及啓発を行います。	健康増進課 こども家庭課	継続
		● 離乳食教室（モグモグ教室）や母子栄養相談事業（親子クッキング教室）の実施などにより、保護者や市民を対象に、食の大切さについて啓発します。	こども家庭課	拡充
		● 保育所（園）や幼稚園において、給食の提供等を通じて食の大切さについて啓発します。	保育課	継続
		● 保護者への給食だよりの発行や、市民を対象とした食育フェア等の開催により、食の大切さについて啓発します。	学事課 指導課	継続

第5章 計画の推進方策

1 子ども・子育て支援法に基づく「量の見込み」と確保方策

(1) 提供区域の設定

本計画の策定にあたっては、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会条件など地域の実情に応じて教育・保育提供区域を設定することとなっています。

本市においては、現在の教育・保育の利用状況、提供のための施設の整備状況などを総合的に勘案し、市内9町のうち、西条町を北部、南部に2分割した合計10区域を保育提供区域として設定します。

なお、教育・保育提供区域を超えた広域的な提供体制やさらに細かい区域での提供体制が必要な場合は、事業ごとに区域を設定します。

事業	提供区域	
幼児教育	7区域	市内人口集中地域(西条・八本松・高屋)・志和・黒瀬・福富・豊栄・河内・安芸津
保育	10区域	西条北部・西条南部・八本松・志和・高屋・黒瀬・福富・豊栄・河内・安芸津
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	西条・市内西部(八本松・志和)・高屋・黒瀬・市内北部(福富・豊栄・河内)・安芸津
	地域子育て支援拠点事業	西条北部・西条南部・八本松・志和・高屋・黒瀬・福富・豊栄・河内・安芸津
	一時預かり事業(幼稚園在園児以外)	
	延長保育事業	
	一時預かり事業(幼稚園在園児)	市内人口集中地域(西条・八本松・高屋)・志和・黒瀬・福富・豊栄・河内・安芸津
	放課後児童クラブ*(放課後児童健全育成事業)	小学校区
	妊婦健康診査	市全域
乳児家庭全戸訪問事業		
養育支援訪問事業		
子育て短期支援事業		
子育て援助活動支援事業 (就学後の放課後のファミリー・サポート・センターにおける預かり)		
病児保育事業		

(2) 幼児教育の「量の見込み」と確保方策

教育を必要とする3歳以上の児童（1号認定）及び保育を必要とする3歳以上の児童（2号認定）のうち教育を希望する家庭の児童を対象とし、幼児教育を提供します。

ア 市内人口集中地域（西条・八本松・高屋地区）

本地区は、市中央に位置し、JR山陽本線西条駅周辺に形成されている西条地区と、西条地区の東西に隣接する八本松地区と高屋地区からなる人口集中地域です。総人口、就学前児童数ともに増加傾向にあります。

8か所の幼稚園と8か所の認定こども園、既存施設及び既存保育所（園）の認定こども園への移行等により、量の見込みに対応する供給量を確保します。

[市内人口集中地域（西条・八本松・高屋地区）の量の見込みと確保の内容]

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
① 量の見込み	1,787	1,818	1,769	1,667	1,585
1号認定	1,524	1,554	1,509	1,408	1,325
2号認定(幼稚園希望)	263	264	260	259	260
② 確保の内容	1,945	1,945	1,945	1,945	1,945
特定教育・保育	395	395	395	395	395
確認を受けない幼稚園	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550
達成状況(②-①)	158	127	176	278	360

イ 志和地区

本地区は、市の西部に位置し、総人口、就学前児童数ともに減少傾向にあります。

令和2年度に既存保育所（園）1か所が認定こども園に移行し、量の見込みに対応する供給量を確保します。

[志和地区の量の見込みと確保の内容]

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
① 量の見込み	5	5	5	5	4
1号認定	5	5	5	5	4
2号認定(幼稚園希望)	0	0	0	0	0
② 確保の内容	6	6	6	6	6
特定教育・保育	5	5	5	5	5
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
達成状況(②-①)	0	0	0	0	1

ウ 黒瀬地区

本地区は、市の南西部に位置し、市役所黒瀬支所周辺に地区の中心地が形成されています。総人口、就学前児童数ともに減少傾向にあります。

現在、1か所の幼稚園、2か所の認定こども園があり、今後も既存施設において量の見込みに対応する供給量を確保します。

[黒瀬地区の量の見込みと確保の内容]

	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
① 量の見込み	172	175	167	157	146
1号認定	137	140	133	123	113
2号認定(幼稚園希望)	35	35	34	34	33
② 確保の内容	279	279	279	279	279
特定教育・保育	179	179	179	179	179
確認を受けない幼稚園	100	100	100	100	100
達成状況(②-①)	107	104	112	122	133

エ 福富地区

本地区は、市の北部に位置し、市役所福富支所周辺に地区の中心地が形成されています。総人口、就学前児童数ともに減少傾向にあります。

現在、2か所の認定こども園があり、今後も既存施設において量の見込みに対応する供給量を確保します。

[福富地区の量の見込みと確保の内容]

	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
① 量の見込み	9	10	11	9	9
1号認定	9	10	11	9	9
2号認定(幼稚園希望)	0	0	0	0	0
② 確保の内容	20	20	20	20	20
特定教育・保育	20	20	20	20	20
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
達成状況(②-①)	11	10	9	11	11

オ 豊栄地区

本地区は、市の北部に位置し、市役所豊栄支所周辺に地区の中心地が形成されています。総人口、就学前児童数ともに減少傾向にあります。

現在、1か所の認定こども園があり、今後も既存施設において量の見込みに対応する供給量を確保します。

[豊栄地区の量の見込みと確保の内容]

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
① 量の見込み	3	2	3	2	3
1号認定	3	2	3	2	3
2号認定(幼稚園希望)	0	0	0	0	0
② 確保の内容	10	10	10	10	10
特定教育・保育	10	10	10	10	10
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
達成状況(②-①)	7	8	7	8	7

カ 河内地区

本地区は、市の東部に位置し、総人口、就学前児童数ともに減少傾向にあります。

現在、1か所の幼稚園があり、今後も既存施設において量の見込みに対応する供給量を確保します。

[河内地区の量の見込みと確保の内容]

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
① 量の見込み	56	53	47	43	40
1号認定	49	47	42	38	35
2号認定(幼稚園希望)	7	6	5	5	5
② 確保の内容	100	100	100	100	100
特定教育・保育	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	100	100	100	100	100
達成状況(②-①)	44	47	53	57	60

キ 安芸津地区

本地区は、市の南部に位置し、総人口、就学前児童数ともに減少傾向にあります。

現在、1か所の幼稚園があり、今後も既存施設において量の見込みに対応する供給量を確保します。

[安芸津地区の量の見込みと確保の内容]

	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
① 量の見込み	37	36	31	28	24
1号認定	29	28	24	21	18
2号認定(幼稚園希望)	8	8	7	7	6
② 確保の内容	50	50	50	50	50
特定教育・保育	50	50	50	50	50
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
達成状況(②-①)	13	14	19	22	26

ク 市全体

[市全体の量の見込みと確保の内容]

	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
① 量の見込み	2,069	2,099	2,033	1,911	1,811
1号認定	1,756	1,786	1,727	1,606	1,507
2号認定(幼稚園希望)	313	313	306	305	304
② 確保の内容	2,409	2,409	2,409	2,409	2,409
特定教育・保育	659	659	659	659	659
確認を受けない幼稚園	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750
達成状況(②-①)	341	311	377	499	599

(3) 保育の「量の見込み」と確保方策

保育を必要とする3歳以上の児童（2号認定）、保育を必要とする3歳未満の児童（3号認定）を対象とし、保育を提供します。

ア 西条北部地区

本地区は、市中央に位置し、JR 山陽本線西条駅周辺に形成されています。総人口、就学前児童数ともに増加傾向にあります。

現在、保育所（園）、認定こども園が20か所ありますが、市内で最も待機児童が多い地区であり、既存施設においても定員超過が常態化しています。

今後、特定教育・保育施設の開設や幼稚園から認定こども園の移行等により、量の見込みに対する供給量を確保します。

[西条北部地区の量の見込みと確保の内容]

	令和2年度 (2020 年度)		令和3年度 (2021 年度)		令和4年度 (2022 年度)		令和5年度 (2023 年度)		令和6年度 (2024 年度)	
	2号 認定	3号 認定								
① 量の見込み	1,462	958	1,509	1,047	1,520	1,141	1,531	1,175	1,561	1,196
② 確保の内容	1,602	1,157	1,652	1,217	1,652	1,217	1,652	1,217	1,652	1,217
特定教育・保育	1,537	1,041	1,587	1,101	1,587	1,101	1,587	1,101	1,587	1,101
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	65	116	65	116	65	116	65	116	65	116
達成状況(②-①)	140	199	143	170	132	76	121	42	91	21

イ 西条南部地区

本地区は、市の中央部の南側に位置し、利便性の高い市街地が形成されています。

就学前児童数は、増加傾向にありましたが、近年減少しています。

現在、保育所（園）が3か所あり、今後も既存施設において量の見込みに対応する供給量を確保します。

[西条南部地区の量の見込みと確保の内容]

	令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)		令和6年度 (2024年度)	
	2号認定	3号認定								
① 量の見込み	205	71	204	87	204	95	209	99	226	102
② 確保の内容	238	102	238	102	238	102	238	102	238	102
特定教育・保育	238	102	238	102	238	102	238	102	238	102
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
達成状況(②-①)	33	31	34	15	34	7	29	3	12	0

ウ 八本松地区

本地区は、市の西部に位置し、JR 山陽本線八本松駅周辺に地区の中心地が形成されています。総人口はやや増加傾向、就学前児童数は横ばいの状況となっています。

現在、保育所（園）、認定こども園が10か所あり、今後も既存施設において量の見込みに対応する供給量を確保します。

[八本松地区の量の見込みと確保の内容]

	令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)		令和6年度 (2024年度)	
	2号認定	3号認定								
① 量の見込み	447	219	474	222	474	238	472	243	463	247
② 確保の内容	532	264	532	264	532	264	532	264	532	264
特定教育・保育	532	233	532	233	532	233	532	233	532	233
特定地域型保育事業	0	19	0	19	0	19	0	19	0	19
その他	0	12	0	12	0	12	0	12	0	12
達成状況(②-①)	85	45	58	42	58	26	60	21	69	17

工 志和地区

本地区は、市の西部に位置し、総人口、就学前児童数ともに減少傾向にあります。

現在、保育所（園）が4か所あり、うち1か所が令和2年度に認定こども園に移行します。

今後もこれらの施設において、量の見込みに対応する供給量を確保します。

[志和地区的量の見込みと確保の内容]

	令和2年度 (2020 年度)		令和3年度 (2021 年度)		令和4年度 (2022 年度)		令和5年度 (2023 年度)		令和6年度 (2024 年度)	
	2号 認定	3号 認定								
① 量の見込み	120	60	114	59	117	59	110	59	113	58
② 確保の内容	122	63	122	63	122	63	122	63	122	63
特定教育・保育	122	63	122	63	122	63	122	63	122	63
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
達成状況(②-①)	2	3	8	4	5	4	12	4	9	5

オ 高屋地区

本地区は、市の東よりに位置し、JR 山陽本線西高屋駅周辺に地区の中心が形成されています。総人口、就学前児童数とともに減少傾向にあります。

現在、保育所（園）と認定こども園が6か所あり、今後も既存施設において量の見込みに対応する供給量を確保します。

[高屋地区的量の見込みと確保の内容]

	令和2年度 (2020 年度)		令和3年度 (2021 年度)		令和4年度 (2022 年度)		令和5年度 (2023 年度)		令和6年度 (2024 年度)	
	2号 認定	3号 認定								
① 量の見込み	379	192	365	200	348	209	334	206	326	201
② 確保の内容	505	274	505	274	505	274	505	274	505	274
特定教育・保育	505	262	505	262	505	262	505	262	505	262
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	12	0	12	0	12	0	12	0	12
達成状況(②-①)	126	82	140	74	157	65	171	68	179	73

カ 黒瀬地区

本地区は、市の南西部に位置し、市役所黒瀬支所周辺に地区の中心地が形成されています。総人口、就学前児童数ともに減少傾向にあります。

現在、保育所（園）と認定こども園が7か所あり、今後も既存施設において量の見込みに対応する供給量を確保します。

[黒瀬地区の量の見込みと確保の内容]

	令和2年度 (2020 年度)		令和3年度 (2021 年度)		令和4年度 (2022 年度)		令和5年度 (2023 年度)		令和6年度 (2024 年度)	
	2号 認定	3号 認定								
① 量の見込み	317	153	322	161	315	166	316	164	310	160
② 確保の内容	400	185	400	185	400	185	400	185	400	185
特定教育・保育	400	185	400	185	400	185	400	185	400	185
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
達成状況(②-①)	83	32	78	24	85	19	84	21	90	25

キ 福富地区

本地区は、市の北部に位置し、市役所福富支所周辺に地区の中心地が形成されています。総人口、就学前児童数ともに減少傾向にあります。

現在、認定こども園が2か所あり、今後も既存施設において量の見込みに対応する供給量を確保します。

[福富地区の量の見込みと確保の内容]

	令和2年度 (2020 年度)		令和3年度 (2021 年度)		令和4年度 (2022 年度)		令和5年度 (2023 年度)		令和6年度 (2024 年度)	
	2号 認定	3号 認定								
① 量の見込み	26	13	26	11	30	12	25	12	25	15
② 確保の内容	54	26	54	26	54	26	54	26	54	26
特定教育・保育	54	26	54	26	54	26	54	26	54	26
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
達成状況(②-①)	28	13	28	15	24	14	29	14	29	11

ク 豊栄地区

本地区は、市の北部に位置し、市役所豊栄支所周辺に地区の中心地が形成されています。総人口、就学前児童数ともに減少傾向にあります。

現在、認定こども園が1か所あり、今後も既存施設において量の見込みに対応する供給量を確保します。

[豊栄地区の量の見込みと確保の内容]

	令和2年度 (2020 年度)		令和3年度 (2021 年度)		令和4年度 (2022 年度)		令和5年度 (2023 年度)		令和6年度 (2024 年度)	
	2号 認定	3号 認定								
① 量の見込み	26	12	22	12	25	11	23	10	26	11
② 確保の内容	52	18	52	18	52	18	52	18	52	18
特定教育・保育	52	18	52	18	52	18	52	18	52	18
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
達成状況(②-①)	26	6	30	6	27	7	29	8	26	7

ケ 河内地区

本地区は、市の東部に位置し、総人口、就学前児童数ともに減少傾向にあります。

現在、保育所（園）が2か所あり、今後も既存施設において量の見込みに対応する供給量を確保します。

[河内地区の量の見込みと確保の内容]

	令和2年度 (2020 年度)		令和3年度 (2021 年度)		令和4年度 (2022 年度)		令和5年度 (2023 年度)		令和6年度 (2024 年度)	
	2号 認定	3号 認定								
① 量の見込み	82	24	73	24	57	24	56	24	52	24
② 確保の内容	96	24	96	24	96	24	96	24	96	24
特定教育・保育	96	24	96	24	96	24	96	24	96	24
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
達成状況(②-①)	14	0	23	0	39	0	40	0	44	0

(4) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と確保方策

地域子ども・子育て支援事業の事業ごとの「量の見込み」と対応する提供体制の確保方策及びその実施時期を定めます。

ア 利用者支援事業

子ども及び子どもの保護者が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

«確保の内容»

- 妊娠期から子育て期にわたる相談窓口を子育て世代が多い西条地区に6か所、その他の日常生活圏域にも設置し、本事業を実施します。
- 実施場所は、市役所をはじめ、日常生活圏域内の子育て支援センター等の子どもや子育て家庭が利用しやすい場所とします。
- 利用者からの様々な相談等に対応できるよう職員の資質向上のための研修、会議の開催や関係機関との連携協力をていきます。

[利用者支援事業の量の見込みと確保方策]

単位:施設数(か所)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①	量の見込み 市計	15	15	15	15	15
量の見込みの内訳	西条	6	6	6	6	6
	八本松・志和	2	2	2	2	2
	高屋	1	1	1	1	1
	黒瀬	2	2	2	2	2
	福富・豊栄・河内	3	3	3	3	3
	安芸津	1	1	1	1	1
②	確保の内容 市計	15	15	15	15	15
確保の内容の内訳	西条	6	6	6	6	6
	八本松・志和	2	2	2	2	2
	高屋	1	1	1	1	1
	黒瀬	2	2	2	2	2
	福富・豊栄・河内	3	3	3	3	3
	安芸津	1	1	1	1	1
達成状況(②-①)		0	0	0	0	0

イ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

«確保の内容»

- 各区域において地域子育て支援センターを設置し、それぞれの地域特性に応じて支援内容の充実を図ります。

[地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策]

		令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
量の見込みの内訳	① 量の見込み 市計	111,600	109,944	108,540	104,508	99,708
	西条北部	53,193	53,204	53,000	51,665	50,004
	西条南部	11,756	12,215	12,121	11,776	11,467
	八本松	19,573	18,949	18,914	18,361	17,598
	志和	1,384	1,325	1,156	1,048	986
	高屋	11,242	10,818	10,452	9,716	8,971
	黒瀬	8,784	8,358	7,747	7,192	6,488
	福富	859	800	799	726	725
	豊栄	859	860	799	726	665
	河内	1,456	1,337	1,502	1,441	1,200
	安芸津	2,494	2,078	2,050	1,857	1,604
確保の内容の内訳	② 確保の内容 市計	111,600	109,944	108,540	104,508	99,708
	西条北部	53,193	53,204	53,000	51,665	50,004
	西条南部	11,756	12,215	12,121	11,776	11,467
	八本松	19,573	18,949	18,914	18,361	17,598
	志和	1,384	1,325	1,156	1,048	986
	高屋	11,242	10,818	10,452	9,716	8,971
	黒瀬	8,784	8,358	7,747	7,192	6,488
	福富	859	800	799	726	725
	豊栄	859	860	799	726	665
	河内	1,456	1,337	1,502	1,441	1,200
	安芸津	2,494	2,078	2,050	1,857	1,604
達成状況(②-①)		0	0	0	0	0

ウ 妊産婦健康診査

妊産婦健康診査は、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施し、妊婦の健康の保持増進を目的に実施する事業です。また、産婦健康診査は産後うつの予防や新生児への虐待予防等を目的に実施する事業です。

«確保の内容»

- 全ての妊産婦が全国の医療機関で受診できる体制を提供します。

〔実施場所〕 医療機関、助産所

〔検査項目〕 基本的な健康診査(問診、診察、計測等)

必要に応じた医学的な検査(血液検査、子宮頸がん検査、超音波検査等)
産後うつに関する問診

〔実施時期〕 妊娠初期より妊娠 23 週まで:4週間に1回

妊娠 24 週より妊娠 35 週まで:2週間に1回

妊娠 36 週以降分娩まで:1週間に1回

産後 2 週及び産後 1 か月:各1回

[妊婦健康診査の量の見込みと確保方策]

(単位:人)

	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
① 量の見込み	32,110	32,091	32,072	32,053	32,034
② 確保の内容	32,110	32,091	32,072	32,053	32,034
達成状況(②-①)	0	0	0	0	0

エ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

«確保の内容»

- 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問します。

〔実施体制〕 保健師・助産師

〔実施機関〕 東広島市

[乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策]

(単位:人)

	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
① 量の見込み	1,671	1,689	1,691	1,673	1,640
② 確保の内容	1,671	1,689	1,691	1,673	1,640
達成状況(②-①)	0	0	0	0	0

オ 養育支援訪問事業等

◆養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

◆子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るために、ネットワーク構成員の専門性強化と関係機関の連携強化を図る取組を実施する事業です。

«確保の内容»

- 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業により、構成員の専門性強化と関係機関の連携強化を図りつつ、養育支援が特に必要な家庭に対して、養育支援訪問を実施します。

[実施体制] 保健師・助産士・子育てヘルパー

[実施機関] 東広島市

[養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策]

(単位:件)

	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
① 量の見込み	525	520	520	515	515
② 確保の内容	525	520	520	515	515
達成状況(②-①)	0	0	0	0	0

カ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。

«確保の内容»

- 既存の施設において、一時的に養育が困難になった家庭の児童に必要な保護を行います。

[子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策]

(単位:人日/年)

	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
① 量の見込み	36	36	36	36	36
② 確保の内容	36	36	36	36	36
達成状況(②-①)	0	0	0	0	0

キ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として日中、認定こども園、幼稚園、保育所（園）、その他の場所において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

◆保育所（園）等における一時預かり事業

«確保の内容»

- 新規開設を予定している保育所（園）に対し、事業の実施を要請していきます。
- 現時点において認可定員を超過し受け入を行っている保育所（園）は、一時保育を実施する余裕がないため、今後の保育所（園）新設などにより各保育所（園）が利用定員範囲内での運営が可能な状況をつくり、余剰能力を一時預かり事業に活用します。

[一時預かり事業の量の見込みと確保方策]

(保育所(園)等における一時預かり事業)

(単位:人回/年)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込みの内訳	① 量の見込み 市計	10,157	9,896	9,530	9,129	8,765
	西条北部	5,163	5,074	4,952	4,805	4,684
	西条南部	1,187	1,151	1,155	1,111	1,076
	八本松	1,898	1,897	1,826	1,722	1,668
	志和	67	67	67	66	39
	高屋	1,313	1,241	1,122	1,041	968
	黒瀬	450	402	344	320	266
	福富	16	16	16	16	16
	豊栄	31	16	16	16	16
	河内	16	16	16	16	16
	安芸津	16	16	16	16	16
確保の内容の内訳	② 確保の内容 市計	10,157	9,896	9,530	9,129	8,765
	西条北部	5,163	5,074	4,952	4,805	4,684
	西条南部	1,187	1,151	1,155	1,111	1,076
	八本松	1,898	1,897	1,826	1,722	1,668
	志和	67	67	67	66	39
	高屋	1,313	1,241	1,122	1,041	968
	黒瀬	450	402	344	320	266
	福富	16	16	16	16	16
	豊栄	31	16	16	16	16
	河内	16	16	16	16	16
	安芸津	16	16	16	16	16
達成状況(②-①)		0	0	0	0	0

◆ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業

«確保の内容»

- 現状において、幼稚園の預かり保育は希望者に対して十分に行き渡っており、今後も、既存の施設での実施により確保します。

[一時預かり事業の量の見込みと確保方策]

(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業)

(単位:人回/年)

		令和2年度 (2020 年度)		令和3年度 (2021 年度)		令和4年度 (2022 年度)		令和5年度 (2023 年度)		令和6年度 (2024 年度)	
		1 号	2 号	1 号	2 号	1 号	2 号	1 号	2 号	1 号	2 号
① 量の見込み 市計		13,369	70,802	12,722	70,826	11,807	69,257	11,116	69,061	10,566	68,816
量の見込みの内訳	人口集中地域	12,269	60,065	11,733	60,469	10,951	59,477	10,406	59,250	9,911	59,290
	志和	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	黒瀬	488	7,634	475	7,632	420	7,432	398	7,455	369	7,381
	福富	65	0	65	0	65	0	45	0	44	0
	豊栄	65	0	65	0	65	0	45	0	44	0
	河内	208	1,363	153	1,174	110	985	78	989	77	979
	安芸津	274	1,740	231	1,551	196	1,363	144	1,367	121	1,166
② 確保の内容 市計		13,369	70,802	12,722	70,826	11,807	69,257	11,116	69,061	10,566	68,816
確保の内容の内訳	人口集中地域	12,269	60,065	11,733	60,469	10,951	59,477	10,406	59,250	9,911	59,290
	志和	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	黒瀬	488	7,634	475	7,632	420	7,432	398	7,455	369	7,381
	福富	65	0	65	0	65	0	45	0	44	0
	豊栄	65	0	65	0	65	0	45	0	44	0
	河内	208	1,363	153	1,174	110	985	78	989	77	979
	安芸津	274	1,740	231	1,551	196	1,363	144	1,367	121	1,166
達成状況(②-①)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

◆子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）<就学児童>

«確保の内容»

- 育児の援助を受けることを希望する人と援助を行いたい人が、それぞれ会員として助け合う事業において、就学児童の放課後の子育て支援のニーズに対応します。

[一時預かり事業の量の見込みと確保方策]

(ファミリー・サポート・センター事業)

(単位:人回/年)

		令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
① 量の見込み	市計	1,056	1,050	1,037	1,044	1,037
量の見込みの内訳	低学年	817	814	808	815	797
	高学年	239	236	229	229	240
② 確保の内容	市計	1,056	1,050	1,037	1,044	1,037
確保の内容の内訳	低学年	817	814	808	815	797
	高学年	239	236	229	229	240
達成状況(②-①)		0	0	0	0	0

ク 病児保育事業

病児について、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

«確保の内容»

- 病児・病後児を受け入れる体制を確保し、病児保育のニーズに対応します。

[病児保育事業の量の見込みと確保方策]

(単位:人日/年)

		令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
① 量の見込み		3,774	3,853	3,879	3,890	3,899
② 確保の内容		3,774	3,853	3,879	3,890	3,899
達成状況(②-①)		0	0	0	0	0

ケ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所（園）等において保育を実施する事業です。

«確保の内容»

- 新規開設を予定している保育所（園）に対しては、実施を必須として協議を行います。

[延長保育事業の量の見込みと確保方策]

(単位:人日/年)

	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
③ 量の見込み 市計	1,183	1,202	1,211	1,212	1,215
量の見込みの内訳	西条北部	560	577	588	595
	西条南部	130	133	135	136
	八本松	207	212	216	216
	志和	15	14	14	14
	高屋	142	138	132	127
	黒瀬	76	78	76	76
	福富	7	7	8	8
	豊栄	7	7	8	7
	河内	16	14	13	13
	安芸津	23	22	21	20
④ 確保の内容 市計	1,183	1,202	1,211	1,212	1,215
確保の内容の内訳	西条北部	560	577	588	595
	西条南部	130	133	135	136
	八本松	207	212	216	216
	志和	15	14	14	14
	高屋	142	138	132	127
	黒瀬	76	78	76	76
	福富	7	7	8	8
	豊栄	7	7	8	7
	河内	16	14	13	13
	安芸津	23	22	21	20
達成状況(②-①)	0	0	0	0	0

コ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

小学校に就学している児童であって、その保護者が就労などにより専門家庭にいない児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室などをを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

本市では、小学校全学年の児童を対象として、33 小学校区において放課後児童クラブを運営していますが、西条地区、八本松地区を中心とした一部の小学校区で施設定員に余裕がない状態となっています。さらに、夏季休業中のみの受入も行っており、多数の児童が利用しています。また、児童数に占める利用率は年々上昇を続けており、今後もこの傾向が続くことが見込まれます。

待機児童発生の見込まれる小学校区においては、小学校余裕教室の活用、又は民間事業者との連携・協力により児童の受入を行います。

«確保の内容»

- 把握した利用動向や地域特性を踏まえ、受け皿を確保し、本計画期間内に必要な供給量を確保します。

[放課後児童クラブの量の見込みと確保方策]

(単位:人)

区域	区分	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
西条	① 量の見込み	240	236	228	227	226
	② 確保の内容	200	200	200	200	200
	達成状況(②-①)	-40	-36	-28	-27	-26
寺西	① 量の見込み	134	142	152	157	157
	② 確保の内容	115	115	115	115	115
	達成状況(②-①)	-19	-27	-37	-42	-42
郷田	① 量の見込み	93	100	104	102	98
	② 確保の内容	80	80	80	80	80
	達成状況(②-①)	-13	-20	-24	-22	-18
板城	① 量の見込み	112	105	107	108	104
	② 確保の内容	115	115	115	115	115
	達成状況(②-①)	3	10	8	7	11
三永	① 量の見込み	76	85	90	98	103
	② 確保の内容	70	70	70	70	70
	達成状況(②-①)	-6	-15	-20	-28	-33
東西条	① 量の見込み	129	126	134	139	147
	② 確保の内容	160	160	160	160	160
	達成状況(②-①)	31	34	26	21	13
平岩	① 量の見込み	115	122	131	136	149
	② 確保の内容	100	100	100	100	100
	達成状況(②-①)	-15	-22	-31	-36	-49
御薗宇	① 量の見込み	104	110	123	133	144
	② 確保の内容	110	110	110	110	110
	達成状況(②-①)	6	0	-13	-23	-34
三ツ城	① 量の見込み	166	169	169	174	172
	② 確保の内容	160	160	160	160	160
	達成状況(②-①)	-6	-9	-9	-14	-12

区域	区分	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
龍王	① 量の見込み	212	230	237	254	256
	② 確保の内容	200	200	200	200	200
	達成状況(②-①)	-12	-30	-37	-54	-56
川上	① 量の見込み	210	201	209	215	226
	② 確保の内容	120	120	120	120	120
	達成状況(②-①)	-90	-81	-89	-95	-106
原	① 量の見込み	45	47	47	53	51
	② 確保の内容	40	40	40	40	40
	達成状況(②-①)	-5	-7	-7	-13	-11
吉川	① 量の見込み	12	11	10	9	9
	② 確保の内容	40	40	40	40	40
	達成状況(②-①)	28	29	30	31	31
八本松	① 量の見込み	179	163	157	152	157
	② 確保の内容	130	130	130	130	130
	達成状況(②-①)	-49	-33	-27	-22	-27
西志和	① 量の見込み	37	35	31	32	29
	② 確保の内容	48	48	48	48	48
	達成状況(②-①)	11	13	17	16	19
東志和	① 量の見込み	-	-	-	-	-
	② 確保の内容	-	-	-	-	-
	達成状況(②-①)	-	-	-	-	-
小谷	① 量の見込み	63	64	59	52	42
	② 確保の内容	80	80	80	80	80
	達成状況(②-①)	17	16	21	28	38
高屋東	① 量の見込み	45	44	41	41	38
	② 確保の内容	70	70	70	70	70
	達成状況(②-①)	25	26	29	29	32
高屋西	① 量の見込み	211	211	212	212	219
	② 確保の内容	234	234	234	234	234
	達成状況(②-①)	23	23	22	22	15
造賀	① 量の見込み	24	25	23	20	21
	② 確保の内容	40	40	40	40	40
	達成状況(②-①)	16	15	17	20	19
高美が丘	① 量の見込み	145	137	126	122	116
	② 確保の内容	135	135	135	135	135
	達成状況(②-①)	-10	-2	9	13	19
板城西	① 量の見込み	25	19	19	16	16
	② 確保の内容	45	45	45	45	45
	達成状況(②-①)	20	26	26	29	29
上黒瀬	① 量の見込み	24	23	22	21	22
	② 確保の内容	45	45	45	45	45
	達成状況(②-①)	21	22	23	24	23
乃美尾	① 量の見込み	22	22	21	17	19
	② 確保の内容	45	45	45	45	45
	達成状況(②-①)	23	23	24	28	26
中黒瀬	① 量の見込み	122	122	123	124	120
	② 確保の内容	120	120	120	120	120
	達成状況(②-①)	-2	-2	-3	-4	0
下黒瀬	① 量の見込み	78	72	70	69	68
	② 確保の内容	85	85	85	85	85
	達成状況(②-①)	7	13	15	16	17

	区分	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
竹仁 久芳	① 量の見込み	24	23	22	19	18
	② 確保の内容	35	35	35	35	35
	達成状況(②-①)	11	12	13	16	17
豊栄	① 量の見込み	31	31	33	32	27
	② 確保の内容	40	40	40	40	40
	達成状況(②-①)	9	9	7	8	13
河内	① 量の見込み	28	29	28	32	26
	② 確保の内容	78	78	78	78	78
	達成状況(②-①)	50	49	50	46	52
入野	① 量の見込み	44	43	43	34	33
	② 確保の内容	40	40	40	40	40
	達成状況(②-①)	-4	-3	-3	6	7
木谷	① 量の見込み	16	17	21	20	19
	② 確保の内容	15	15	15	15	15
	達成状況(②-①)	-1	-2	-6	-5	-4
三津	① 量の見込み	24	24	26	25	24
	② 確保の内容	40	40	40	40	40
	達成状況(②-①)	16	16	14	15	16
風早	① 量の見込み	31	29	30	30	33
	② 確保の内容	55	55	55	55	55
	達成状況(②-①)	24	26	25	25	22
市全体	① 量の見込み	2,821	2,817	2,848	2,875	2,889
	② 確保の内容	2,890	2,890	2,890	2,890	2,890
	達成状況(②-①)	69	73	42	15	1

* 東志和は、前回の計画のとおり、近接する私立保育園が小学生の受入事業を実施しているため、市の放課後児童クラブは設置していません。

* 福富区域、志和区域及び河内区域については、小中一体型施設が整った際に、量の見込み及び確保内容を見直す可能性があります。

2 幼児教育・保育の一体的提供等の推進

(1) 認定こども園の普及

認定こども園は、幼稚園と保育所（園）の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況などによらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、本市においては、第1期計画期間中に、新設や幼稚園・保育所（園）からの移行を促進してきました。

今後も、認定こども園について、既存の幼稚園や保育所（園）からの移行や新たな設置について、利用者のニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえ、促進を図ります。

(2) 質の高い教育・保育や子育て支援の推進

乳幼児期は子どもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、幼稚園教諭や保育士等の専門性の向上が不可欠であるため、幼稚園教諭や保育士等による合同研修や特に配慮を要する子どもに関わる職員への研修など、教育・保育や子育て支援に係る専門職の資質向上支援に努めます。

(3) 教育・保育施設及び地域型保育事業の連携の推進

地域型保育事業を利用した3歳未満の子どもが、満3歳以降も保育所（園）、幼稚園、認定こども園で切れ目なく適切に教育・保育が受けられるよう、教育・保育施設との連携支援の充実を図ります。

(4) 認定こども園、幼稚園、保育所（園）と小学校との連携の推進

乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連續性を確保するためには、小学校と保育所（園）、幼稚園、認定こども園等がともに子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての情報を共有し、理解を深めることが重要です。

保育所（園）、幼稚園、認定こども園等と小学校の連絡会や合同研修等を実施するなど、就学前施設と小学校の円滑な連携を図ります。

また、配慮が必要な子どもに関する保育所（園）、幼稚園、認定こども園等と小学校との情報交換や、入学前相互訪問など、就学前・後の関係者の情報交換や連携に取り組みます。

3 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組

共働き家庭等の子どもが安心して過ごせる場を提供するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進めることを目的として、国において「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

本市においても、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携を推進します。

（1）放課後児童クラブの量の見込みと目標整備量

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	2,821	2,817	2,848	2,875	2,889
箇所数	59	59	59	59	59
確保の内容	2,890	2,890	2,890	2,890	2,890

（2）一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量

区分	令和5年度 (2023年度)
箇所数	32

（3）放課後子供教室の令和5年度までの整備計画

区分	令和5年度 (2023年度)
箇所数	32

（4）放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

- 共通プログラムの企画・実施に際し、放課後児童クラブ所属児童が、安全・安心に参加できるよう、放課後児童クラブの指導員は、放課後子供教室のコーディネーターに協力するものとします。
- 共通プログラムを実施する場合は、プログラム終了後に安全に児童が移動できるよう配慮します。
- 放課後子供教室の研修会等を開催する際は、対象に放課後児童クラブの指導員も含めることとし、放課後子供教室のコーディネーターとの意識共有に努めるものとします。

(5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

- 小学校における余裕教室の活用及び特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用等について、検討を行います。
- 余裕教室の活用等を開始しようとする際は、教育委員会は問題点を整理したうえで、積極的に協力することとします。

(6) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

- 放課後活動の実施にあたっては、必要に応じて責任体制を文書化するなど、明確化します。
- 教育委員会と福祉部局が連携し、総合的な放課後対策について協議を行います。

(7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

- 障害があり特別な配慮を必要とする児童の接し方などに関する研修や、現行の障害児受入関係加算補助の充実を図ります。

(8) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

- 今後も、すべての放課後児童クラブにおいて 19 時まで開所します。

(9) 放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

- 「放課後児童クラブ運営指針」に基づき、子どもの発達段階に応じた育成と環境づくりを推進します。
- 支援員について、研修を通じた支援の質の向上を図ります。

(10) 放課後児童クラブにおける育成支援の内容を利用者・住民へ周知を推進させるための方策

- ホームページ等による周知を推進するとともに、放課後子供教室との連携を通じて、地域との連携を図り、地域組織や子どもに関わる関係機関等と継続的に情報共有ができる体制を整備します。

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

計画の実現を目指し、福祉、教育、産業、都市計画等の庁内の関係部局により連携を図り、事業の進捗状況を管理するとともに、総合的な取組を推進します。

また、学識経験者や子育て支援関係者、市民などの参画による「東広島市子ども・子育て会議」において、年度ごとに計画の進捗状況についての点検・評価とその後の取組の検討を行い、必要がある場合には見直しを行い、計画を推進します。

2 地域が一体となった取組の推進

本計画の推進にあたっては、行政のみではなく、保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体はもとより、子育ての主体である親・家庭、子育て家庭を支援する地域が連携を図りながら、協働による取組を推進します。